

# 点検評価レポートフォルオ 岐阜県立看護大学

2024年5月



## はじめに

岐阜県では、県民の誰もが安心して暮らすことのできる「日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」の推進を目指し、「総合福祉」施策に取り組む中で、県民の多様な保健・医療・福祉のニーズに対応するためには、県内の看護の質を向上させることが急務であるとして、看護学の教育・研究活動の中核機関として県立大学の設置を決め開設準備を進め、2000年4月に本学看護学部看護学科が開学した。その後、2004年4月に同大学院看護学研究科修士課程（現 博士前期課程）を開学し、2006年4月には同大学院看護学研究科博士課程（現 博士後期課程）を開設し、2008年4月には、大学院看護学研究科博士前期課程に専門看護師（慢性看護、小児看護、がん看護）コースを併設した。

看護学部看護学科においても看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程においても一貫して看護実践に基盤をおいた教育研究活動を行っており、岐阜県における高等教育機関として看護学の教育研究を担っている。また、2010年4月に法人化し、公立大学法人岐阜県立看護大学となった。

本学では、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者を育成することを追求している。看護学は、保健師・助産師・看護師等の看護職者が行う業務や諸活動に科学的な根拠と理論的体系を与える学問であるが、特に、これらの看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点を置いた人材育成を主眼としている。ケアに関する人々の要望は一層多様化・複雑化しており、これらに対応するためには、技術や知識を身につけるだけでなく、豊かな人間性と倫理的判断力が求められる。これらができる人づくりが、看護学部看護学科及び大学院看護学研究科の目指すところである。

また、本学の研究活動では、県立大学の特色を踏まえて、岐阜県の看護職者とともに、現地に向いて共同研究を推進し、看護実践の改善・充実に努めている。看護実践の質を高める活動の輪を拡げながら、本学卒業者を含め、看護実務に就いている職業人の生涯学習の拠点としての役割を担っている。岐阜県の看護サービスの質向上から出発した研究・教育活動を通して、国内はもとより、世界のどの地でも通用する看護学の普遍的知見を創出して、実践性、応用性に富む学術の発展を図ろうとしている。

本学では、学則及び大学院学則に自己点検評価を定め、恒常的に教育研究の維持向上を図ることを明示し、開学当初から全学的な自己点検・評価を実施している。常置委員会に自己点検評価委員会を置き毎年度実施することにより、各専門領域・委員会等は、点検評価結果から改善措置を導き、年度計画を提示することが定着している。法人移行後は、定款に基づき、中期計画において毎年度の自己点検・評価の継続及び外部評価機関による認証評価の定期的な受審を示している。法人化後、毎年度の法人評価において自己点検・評価に基づく業務実績報告書を作成し、県の法人評価委員会からの評価を受けて改善を行い PDCA サイクルを確立してきた。同時にこれまで実施してきた自己点検・評価体制の見直しを図り、2023年度に内部質保証に関する方針を明示し、全学で共有した。

機関別認証評価については、2005年度、2010年度及び2017年度に大学基準協会において受審し、いずれも「適合」していると認定された。今回は4回目の受審であり、学長が委員長となる認証評価受審に係る特別会議を組織し、教職員が協働して点検評価に取り組んでいる。今回の受審を通して本学の活動を改めて検証しさらなる改善につなげていきたい。



## 目次

大学の概要	2
大学の目的	5
<b>I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料</b>	<b>7</b>
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事（①大学）	8
（②大学院）	10
ロ 教員組織に関する事（①大学）	12
（②大学院）	14
ハ 教育課程に関する事（①大学）	16
（②大学院）	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
<b>II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料</b>	<b>35</b>
取組み1 「学習成果の把握と教育の改善【学習成果】」	37
取組み2 「学生・教員による授業評価、教養科目に関する調査を活用した授業改善」	38
取組み3 「学修を促進するための環境整備」	39
取組み4 「教員の研究活動促進に向けた取組み」	40
取組み5 「教員の教育研究能力の向上」	41
<b>III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料</b>	<b>43</b>
取組み1 「卒業研究－看護学基礎教育における看護実践研究の基盤づくり－」	45
取組み2 「博士前期課程における看護実践研究の方法及び研究指導方法の開発」	46
取組み3 「看護研究センターにおける卒業生・修了生支援」	47
取組み4 「共同研究事業－県全体を視野に入れた保健師の人材育成支援－」	48
取組み5 「看護実践研究指導事業－県内の看護実践の質向上に向けた看護職者の人材育成－」	49
認証評価共通基礎データ	51

## 大学の概要

### (1) 大学名

岐阜県立看護大学

### (2) 所在地

岐阜県羽島市江吉良町 3047-1

### (3) 学部等の構成

学部：看護学部

研究科：看護学研究科（博士前期課程、博士後期課程）

その他の組織：看護研究センター、図書館

### (4) 学生数及び教職員数（2024年5月1日現在）

学生：看護学部 319 名、看護学研究科 32 名

教員：59 名

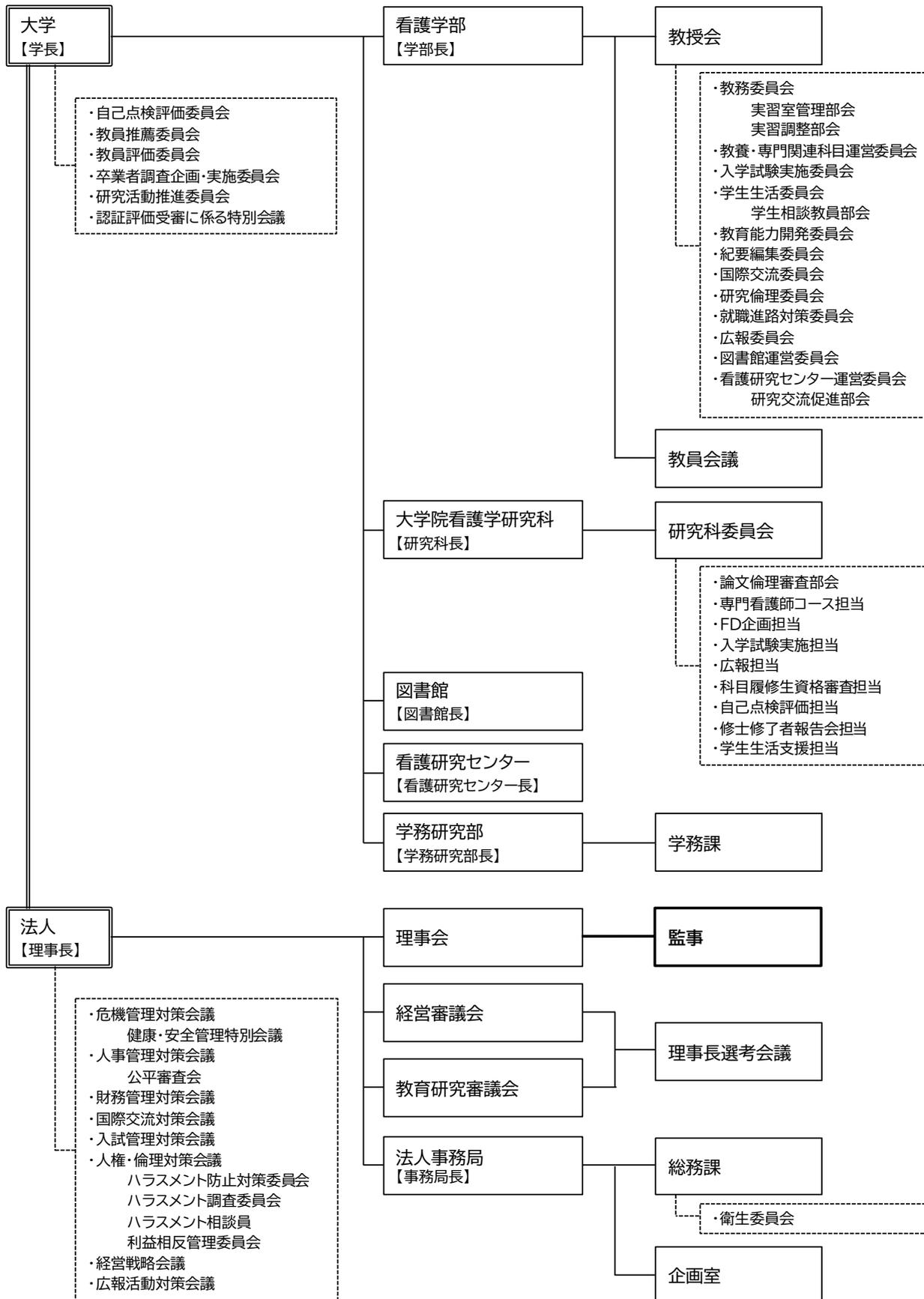
職員：28 名

### (5) 理念と特徴

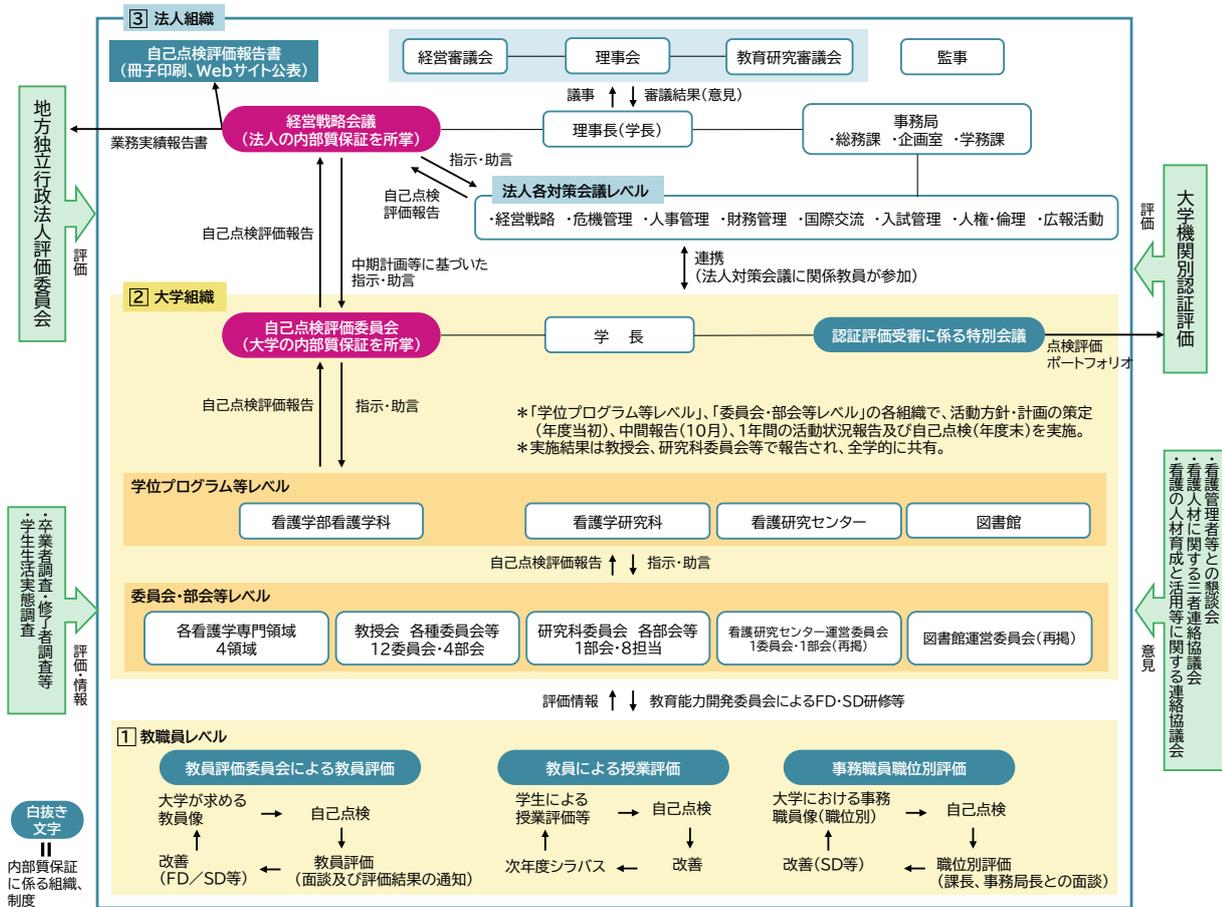
本学では、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者を育成することを追求しており、看護学は、保健師・助産師・看護師等の看護職者が行なう業務や諸活動に科学的根拠と理論的体系を与える学問であるが、特に、これらの看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点を置いた人材育成を主眼としている。ケアに関する人々の要望は多様化・複雑化しており、これらに対応するためには、技術や知識を身につけるだけでなく、豊かな人間性と確実な技術力と倫理的判断力が求められる。これらができる人づくりが、看護学部看護学科と大学院看護学研究科の目指すところである。

また、本学の研究活動では、県立大学の特色を踏まえて、岐阜県の看護職とともに、現地に出向いて共同研究を推進し、看護実践の改善・充実に努めている。看護実践の質を高める活動の輪を広げながら、本学卒業者を含め、看護の実務についている職業人の生涯学習の拠点としての役割を担っている。岐阜県の看護サービスの質向上から出発した研究・教育活動を通して、国内はもとより、世界のどの地でも通用する看護学の普遍的知見を創出して、実践性・応用性に富む学術の発展を図ろうとしている。

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図



内部質保証については、教職員レベル、大学内の各組織レベル、法人組織レベルそれぞれにおいて、継続的な自己点検、評価、改善に取り組んでいる。

- 1 教職員レベルでは、各教員が、大学が求める教員像を踏まえて自己点検を実施し、その結果をもとに面談を実施し、教員評価委員会が文書による評価結果を通知し、改善に繋げている。また、教員が行う授業については、学生による授業評価等をもとに点検、改善を行い、次年度のシラバスに反映させている。事務職員は、大学が求める職位別事務職員像に照らして自己点検を行い、その結果をもとに上司からアドバイスを受け、資質向上を図っている。
- 2 大学組織レベルでは、自己点検評価委員会が中核となり、各組織の自己点検評価、改善活動を主導している。看護学部等「学位プログラム等レベル」の各組織、教授会に設置する各種委員会等の「委員会・部会等レベル」の各組織が、年度当初に活動方針・計画を策定し、秋に中間報告を行い、年度末に一年間の活動状況報告及び自己点検を実施している。実施結果は、教授会、研究科委員会等で報告・検討されている。自己点検評価委員会は、大学全体の視点から改善に向けた指示・助言を行っている。
- 3 法人組織レベルでは、経営戦略会議が中核となり、法人が設置する各対策会議の自己点検評価、改善活動を主導するとともに、大学に対し、法人の中期計画の達成を目指した方向性で活動が推進されるよう、指示・助言を行っている。自己点検評価委員会から報告される自己点検評価結果をもとに業務実績報告書を作成し、県の地方独立行政法人評価委員会から評価を受けている。また、自己点検評価結果は、報告書（冊子）を発刊して教職員で共有するとともに、大学 Web サイトでも公表している。

## 大学の目的

公立大学法人岐阜県立看護大学定款、岐阜県立看護大学学則及び大学院学則において、本法人及び本学の目的を定めている。

### 公立大学法人岐阜県立看護大学定款

(目的)

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、看護専門職としての責任を持ち創造的に看護を実践する人材を育成し、もって地域社会における人々の健康な生活の確保、福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

### 岐阜県立看護大学学則

(目的)

第1条 岐阜県立看護大学（以下「本学」という。）は、看護に関する学術の中心として専門的知識及び技術の教授研究を行うとともに、豊かな人間性をかん養することにより、看護専門職として創造的に看護を実践し向上させていくことに責任を持つ人材を育成し、地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

### 岐阜県立看護大学大学院学則

(目的)

第1条 岐阜県立看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護学分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、専門看護師を含め、看護実践における高度の専門性を有し、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図り、もって地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学教育の発展に寄与することを目的とする。



## I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1 大学の目的 関係法令:①②③

本学は、岐阜県民の多様な保健・医療・福祉ニーズに対応するために、看護の質の向上を目指して、看護学の教育・研究活動の中核機関として、2000年4月に開学した。

本学の目的は、岐阜県立看護大学学則(以下、学則)第1条に「看護に関する学術の中心として専門的知識及び技術の教授研究を行うとともに、豊かな人間性をかん養することにより、看護専門職として創造的に看護を実践し向上させていくことに責任を持つ人材を育成し、地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与すること」と規定している。

### 2 学部等の組織 関係法令:④⑤

本学の目的に基づき、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者の育成、とりわけ人々の高度化・多様化するケアの要望に応え得る豊かな人間性と確実な技術力、倫理的判断力をもつ人材づくりのために、看護学部を置き、人材育成の中核部分である看護学科において教育を実施している。

本学科では、看護学の専門分野の基礎を教授することを重視し、看護学の授業科目を細分化するのではなく、4つの専門領域、すなわち地域基礎看護学、機能看護学、育成期看護学、成熟期看護学に大区分して効率的に展開しており、教員体制は専門領域制をとっている。

また、附属機関の看護研究センターは、本学の目的に基づき、看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動を進めるために、大学全体と看護実践の場との連携の強化等大学と外部とのインターフェース的機能を果たす。この看護研究センターに所属する教員は、それぞれの専門分野に応じた看護学科・大学院の授業科目を担当し、4専門領域の教員同様に教育に従事し、教育活動を実施している視座から本センターの活動方法を創り出している。

4 専門領域及び看護研究センターの人員構成は、表に示すとおりであり、大学設置基準に照らして適切である。

表. 4 専門領域及び看護研究センターの人員構成 (単位:人)

領域		総数	教授	准教授	講師	助教
教員総数		59	16	9	17	17
専門領域	地域基礎看護学	18	6	1	8	3
	機能看護学	8	1	4	1	2
	育成期看護学	15	3	1	3	8
	成熟期看護学	12	3	2	3	4
看護研究センター		6	3	1	2	0

2024年5月1日時点

### 3 収容定員 関係法令:⑦

看護学部の収容定員は、学則第4条第2項に定めている。収容定員に対する在籍者数の割合は99.7%であり、定員は概ね充足されている。また、これまでに入学者数が入学定員を大幅に超える又は下回る状況はなく、適切に定員管理できている。

入学試験受験者の合否判定、退学・休学の許可及び卒業判定は教授会で審議し、学長が決定し管理している。

看護学部の入学定員と収容定員、入学者数と在籍者数は、以下に示すとおりである。

入学定員 80名、収容定員 320名

入学者数 80名、在籍者数 319名

2024年5月1日時点

### 4 名称 関係法令:⑧

本学の学部学科の名称「看護学部・看護学科」は、本学の目的、教育理念・教育目標に鑑みて適当である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	<b>教育基本法</b>	
①	<b>第七条（大学）</b> 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	・岐阜県立看護大学学則第1条 ・岐阜県立看護大学Webサイト 大学の目指すもの 教育の理念と目標
	<b>学校教育法</b>	
②	<b>第八十三条</b> 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	(同上)
	<b>大学設置基準</b>	
③	<b>第二条（教育研究上の目的）</b> 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	(同上)
④	<b>第三条（学部）</b> 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	・岐阜県立看護大学学則第3条 ・岐阜県立看護大学Webサイト 教員組織・構成
⑤	<b>第四条（学科）</b> 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	(同上)
⑥	<b>第五条（課程）</b> 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	(該当なし)
⑦	<b>第十八条</b> 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	・岐阜県立看護大学学則第3条 ・岐阜県立看護大学Webサイト 収容定員と在学生数 ・認証評価共通基礎データ 様式2
⑧	<b>第四十条の四（大学等の名称）</b> 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	・岐阜県立看護大学学則第1条

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1 大学院の目的 関係法令:①②④⑤

本学の大学院の目的は、岐阜県立看護大学大学院学則第1条において、「看護学の分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、専門看護師を含め、看護実践における高度の専門性を有し、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図り、もって地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学教育の発展に寄与することを目的とする」と規定している。

本学大学院の教育理念は、個人の尊厳と人権の尊重を基盤に据えた利用者中心のケアのあり方を追究し、広い視野から看護実践の改革を積極的に推進できる創造的・先駆的指導者層の育成を目指す。この教育・研究活動を通して、国民が受け取る看護サービスの質の向上を図り、同時に、実践性・応用性の高い看護学の確立と発展を図ることを目的としており、本大学院の目的及び教育理念は、学校教育法第99条に基づく本学大学院の使命を明確にしている。

教育目標は、看護実践の現場で活躍する専門性の高い人材の育成である。博士前期課程では、看護実践の具体的諸課題に焦点をあて、その問題解決能力の育成をし、実践の場において改革に専心して更なる研鑽に努めることができる人材の育成を目指し、博士後期課程では、看護実践の研究能力を付与する教育を担うことができる看護職者を育成することを目指している。

### 2 大学院の組織 関係法令:③⑤⑥⑦

大学院の課程は、大学院学則第3条に「本大学院に博士課程を置く。博士課程は、前期3年の課程(以下、博士前期課程)および後期3年の課程(以下、博士後期課程)に区分する」と規定している。

研究科及び専攻は、大学院学則第4条に「本大学院に研究科及び専攻を置き」と規定されており、看護学研究科看護学専攻と明示している。

看護学研究科の教育を支える教育研究組織は、看護学部看護学科と同様の4つの専門領域であり、各専門領域の教授・准教授が主として授業を担当している。博士後期課程については、「広域実践看護学」の1領域としているため、4つの専門領域を統合した形で全領域の教授が主として担当する体制である。

本研究科は、看護実践経験を有する社会人(看護職者)を対象とし、実践性・応用性の高い看護実践研究指導が中核と

なるため、全学規模で教員が実践現場での研究活動を積み重ね、その経験を生かして研究指導体制を創り、推進している。

### 3 修業年限及び在学年限 関係法令:④⑤

大学院学則第11条に、標準修業年限は、博士前期課程、博士後期課程共3年としており、在学年限は、博士前期課程、博士後期課程共5年を超えて在学することはできないと規定している。

大学院学則第21条に、大学設置基準第14条に基づく教育方法を行うにあたっては、夜間及び休業日に行うことができると規定している。

また、看護職者として働きながら学ぶ課程を準備し、実践の場で学生が直面している課題の解決を中核に据えた実践研究指導をするため、博士前期課程は、3年の長期在学の課程とし、金・土曜日及び夏季集中の授業を行っており、これらは大学Webサイトで公表している。

### 4 収容定員 関係法令:⑧

大学院学則第4条に、博士前期課程は入学定員12名、収容定員36名、博士後期課程は入学定員2名、収容定員6名と規定している。入学試験受験者の可否判定、在籍者の休学・退学の許可及び修了判定は、研究科委員会で審議し、学長が決定している。

収容定員に対する在籍者の割合は、博士前期課程は69%であり、2023年度及び2024年度の入学者数が定員を下回ったことが影響している。博士後期課程は117%であり、3年次生が3名であることが影響している。研究科委員会は、博士前期課程の受験者確保のために、2023年度から定期的なWeb相談会を開始した。

表. 入学定員・入学者数と収容定員・在学者数 (単位:名)

	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
博士前期課程	12	6	36	25
博士後期課程	2	2	6	7

2024年5月1日時点

### 5 研究科・専攻の名称 関係法令:⑨

大学院学則第4条のとおり、研究科の名称は看護学研究科、専攻は看護学専攻であり、教育研究上の目的に相応しく、適当である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。            ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学大学院学則 第1条</li> <li>・岐阜県立看護大学 Web サイト 研究科の教育理念と特色</li> </ul>
	大学院設置基準	
②	<p><b>第一条の二（教育研究上の目的）</b>            大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	(同上)
③	<p><b>第二条（大学院の課程）</b>            大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。            2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学大学院学則 第3条</li> </ul>
④	<p><b>第三条（修士課程）</b>            修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。            2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。            3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学大学院学則 第1条、第3条、第11条、第12条</li> <li>・岐阜県立看護大学 Web サイト (博士前期課程) 教育目標・修了要件</li> </ul>
⑤	<p><b>第四条（博士課程）</b>            博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。            2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。            3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。            4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。            5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学大学院学則 第1条、第3条、第11条、第12条</li> <li>・岐阜県立看護大学 Web サイト (博士後期課程) 教育目標・修了要件</li> </ul>
⑥	<p><b>第五条（研究科）</b>            研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学大学院学則 第4条</li> </ul>
⑦	<p><b>第六条（専攻）</b>            研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。            2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	(同上)
⑧	<p><b>第十条（収容定員）</b>            収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。            2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。            3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(同上)</li> <li>・岐阜県立看護大学 Web サイト 収容定員及び在学生数</li> <li>・認証評価共通基礎データ 様式2</li> </ul>
⑨	<p><b>第二十二條の四（研究科等の名称）</b>            研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学大学院学則 第4条</li> </ul>

## ロ 教員組織に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 教授会 関係法令:①

学則第 11 条に基づき、大学に教授会を設置している。教授会は学部長及び教授により構成されており、原則として月 1 回開催して、学生の入学、卒業判定や学位授与のほか、教育研究に関する重要事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べることとしている。

#### 2 教員組織 関係法令:②

学則第 1 条の目的を効率的・効果的に達成するため、看護の専門性を踏まえた教員組織を編成している。各教員は4つの専門領域及び看護研究センターに所属し、各領域等(看護研究センターを含む)の責任者(教授)が中核となり、自己点検評価を行いながら教育研究活動を推進している。また、全学的な諸活動について、全教員が共通認識をもって連携し、主体的に参画するため、全専任教員を構成員とする教員会議を設置し、年 4 回の会議を開催している。

#### 3 教員数、教員の選考等 関係法令:②④

専任教員の構成は表のとおりで、教員数及び教授数は大学設置基準を満たし、職位・年齢構成もバランスが取れている。教員の採用・昇任の選考は、公立大学法人岐阜県立看護大学大学教員の採用方針(以下、教員の採用方針)に則り、岐阜県立看護大学教員選考規程に基づき実施する。採用は原則公募とし、Web サイトには教員の採用方針及び本学が求める教員像を公表している。教員推薦委員会は採用・昇任候補者の書類審査及び面接を実施し、職位別教員選考基準及び昇任選考基準に基づいて審議した結果を学長に報告する。選考は教授会の意見を基に学長が行い、その結果は理事長が出席する人事管理対策会議にて報告・審議される。認められた教授・准教授・講師の候補者は理事会の議を経て採用決定となり、助教は採用決定として理事会に報告される。

#### 4 授業科目の担当 関係法令:③

授業科目は、専門科目、専門関連科目、教養科目で構成されている。主要授業科目は専門科目(自由科目を除く)60 科目であり、全てを専任教員(教授・准教授)が担当している。専門関連科目 16 科目の内 5 科目を専任教員(講師)が、教養科目 51 科目の内 9 科目を専任教員(教授・准教授)が担当している。

専門関連科目 11 科目、教養科目 42 科目は非常勤講師が担当しているが、本学科の教育課程を踏まえた科目運営を行うため、学長・学部長をメンバーに含む教養・専門関連科目運営委員会を設置し、講師候補者の選定や授業内容など運営に関する審議を行っている。非常勤講師が担当する科目には、専任教員から選出された学内担当教員を配置し、授業内容や学修状況を把握して、学修成果が高まるよう非常勤講師と学生間の調整等を行っている。検討を要す事項は学内担当教員から教養・専門関連科目運営委員会に報告され、委員会が打開策を示すなどのサポート体制を構築している。

「岐阜県立看護大学における教育補助者の取り扱いについて」に基づき、教務委員会が必要と認めた場合には、実習・演習補助者を雇用している。実習・演習補助者は保健師・助産師・看護師の免許を有し、当該授業科目に関する知識・技能を有する者として、2023 年度は 12 科目で 6 名を雇用した。

#### 5 教員評価の実施 関係法令:②

教員評価は、教員自身による資質向上と大学の諸活動の活性化を図ることを目的として岐阜県立看護大学教員評価実施要綱を定めて実施している。各教員は、教育活動、研究活動、地域貢献活動及び大学運営に対する自己点検を踏まえて個人調書を作成し、上席教員との面接で結果を共有して次年度の課題や目標を明確にする。教員評価委員会は個人調書と面接結果を基に評価結果を作成・通知しており、評価結果は各教員の諸活動の活性化を図るために活用されている。

表. 看護学部における専任教員の職位別・年齢別構成

(単位:人)

年齢/職位	教授	准教授	講師	助教	計	(割合)
60～69 歳	6	1			7	(11.9%)
50～59 歳	10	7	3		20	(33.9%)
40～49 歳		1	12	2	15	(25.4%)
30～39 歳			2	13	15	(25.4%)
～29 歳				2	2	(3.4%)
合計	16	9	17	17	59	(100%)

2024 年 5 月 1 日時点

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十三条</b>            大学に、教授会を置く。            ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。            一 学生の入学、卒業及び課程の修了            二 学位の授与            三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの            ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。            ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県立看護大学学則 第11条</li> <li>岐阜県立看護大学教授会規程</li> <li>岐阜県立看護大学教員会議設置規程</li> </ul>
	大学設置基準	
②	<p><b>第七条（教育研究実施組織等）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 省略            3 省略            4 省略            5 省略            6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。            ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県立看護大学学則 第8条～第10条</li> <li>公立大学法人岐阜県立看護大学教員の採用方針・岐阜県立看護大学が求める教員像</li> <li>岐阜県立看護大学教員選考規程</li> <li>岐阜県立看護大学教員推薦委員会規程</li> <li>岐阜県立看護大学職位別教員選考基準</li> <li>岐阜県立看護大学教員にかかる昇任選考基準</li> <li>岐阜県立看護大学教員評価実施要綱</li> </ul>
③	<p><b>第八条（授業科目の担当）</b>            大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。            2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。            3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県立看護大学学則 第26条</li> <li>シラバス</li> <li>岐阜県立看護大学教養・専門関連科目運営委員会規程</li> <li>岐阜県立看護大学授業科目における教育補助者の取り扱いについて</li> </ul>
④	<p><b>第十条（基幹教員数）</b>            大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。            ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県立看護大学 Web サイト 教員組織・構成</li> </ul>

③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

## □ 教員組織に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 教員組織 関係法令:①

大学院には、大学院学則第 4 条に示すとおり、看護学研究科看護学専攻博士前期課程及び博士後期課程を置いている。

大学院の専任教員は学部教員が兼務しており、その職位別・年齢別構成は、表 1 に示すとおりとなっている。40 歳代、50 歳代を中心として 30 歳代から 60 歳代までの構成となっている。

表 1. 大学院における専任教員の職位別・年齢別構成(単位:人)

年齢/職位	教授	准教授	講師	計 (割合)
60 歳～	6			6 (16.7%)
50～59 歳	10	7	3	20 (55.6%)
40～49 歳		1	7	8 (22.2%)
30～39 歳			2	2 ( 5.5%)
～29 歳				
合計	16	8	12	36 (100%)

2024 年 5 月 1 日時点

研究指導担当教員数は、表 2 に示すとおりであり、大学院設置基準を満たしている。研究指導教員は、全員教授である。

表 2. 研究指導担当教員数

課程区分	大学院設置基準		本学の教員配置	
	研究指導教員	研究指導補助教員	研究指導教員 (うち、教授)	研究指導補助教員
前期	6	6	15 (15)	7
後期	6	6	9 ( 9)	7

2024 年 5 月 1 日時点

なお、博士前期課程には専門看護師コース(慢性看護、小児看護、がん看護)を設け、また、養護教諭専修免許の取得を可能としており、これらの教育は看護学の各専門領域において担当している。

#### 2 教員の選考及び教員評価 関係法令:②

教員の選考は、教員推薦委員会において大学設置基準を踏まえた大学としての職位別教員選考基準及び昇任選考基準に基づき、また、研究科の授業を担当する教員の要件を踏まえて審議し、教授会の意見を聞いて学長が行う。さらに、大学院の授業及び研究指導を担当するにあたっては、大学院設置基準を踏まえた研究科の授業担当教員の要件に関する申し合わせに基づいて判断している。

教員評価は、岐阜県立看護大学教員評価実施要綱に基づき、大学として実施する教員評価として、教育、研究、地域貢献、大学運営の側面から評価している。

#### 3 大学院の組織 関係法令:①

大学院には、大学院学則第 7 条に示すとおり、研究科の授業を担当する教授をもって組織する研究科委員会を置いている。委員会は、研究科長を委員長として、学生の入学及び履修の修了に関する事項、学位の授与に関する事項、その他教育研究に関する重要な事項で研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるものについて審議する。庶務は、研究科委員会規程第 7 条に基づき、学務課が担当する。

研究科委員会には、論文倫理審査部会のほか、FD 企画担当、入学試験実施担当、広報担当、専門看護師コース担当などの運営担当を置き、各担当事項に関する企画・運営を担っている。

また、非常勤講師が科目責任教員となる科目については、非常勤講師との円滑な調整のために、研究科委員会の委員の中から各科目の調整担当を決めている。

自己評価結果

以上の自己点検・評価結果に基づき、当該評価基準に適合しているものと判断する。

優れた点

研究指導教員は、全員教授である。

改善を要する点

特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第八条（教育研究実施組織等）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 省略            3 省略            4 省略            5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。            6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。            7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県立看護大学大学院学則第4条、第7条</li> <li>・ 岐阜県立看護大学大学院研究科委員会規程</li> </ul>
②	<p><b>第九条（教育研究実施組織等）</b>            大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。            一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者            ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県立看護大学職位別教員選考基準</li> <li>・ 研究科の授業を担当する教員の要件に関する申し合わせ</li> <li>・ 岐阜県立看護大学教員評価実施要綱</li> </ul>
③	<p><b>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織）</b>            研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	(該当なし)

## ハ 教育課程に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 入学者選抜について 関係法令:①

アドミッション・ポリシーを定め、入学者選抜要項、入試種別(学校推薦型選抜A、学校推薦型選抜B、一般選抜)の学生募集要項、大学Webサイト上で公表し、ポリシーに基づいた入学者選抜を行っている。

入学者選抜要項は入試管理対策会議において作成し、これに基づき入学試験実施委員会が各学生募集要項を作成する。両要項は教授会で審議して決定となる。各試験における作問委員・採点委員は、学長・学部長・入学試験実施委員長の協議により決定し、試験当日の実施体制は入学試験実施委員会で検討して実施要項を教授会に諮り決定となる。可否は教授会で審議し、学長が決定している。

試験問題(小論文)の作成には専用の部屋を用意し、機密性を保護している。作成された問題や採点基準の適切性・妥当性は、学長・学部長・入学試験実施委員長が確認している。試験結果判定資料作成過程での正確性は、入学試験成績管理委員が調査点検し、可否審議の教授会前までに学長に報告する。

試験当日は、学長を本部長とし、その指揮下で各役割の担当者が運営に携わる。試験実施後には、各担当者から意見を聴取して実施方法・実施体制の改善につなげている。

試験問題及び採点基準の情報提供は、合格発表日の一か月後の日から翌々年度の試験問題及び採点基準の公開開始日の前日までの2年間実施している。試験の成績は、合格発表の日から1ヵ月間、受験者本人に対し、科目別得点・評価、合格者の小論文及び大学入学共通テストの平均得点を公開している。

#### 2 教育課程の編成と点検評価・改善について 関係法令:②③⑨⑩

教育課程は1年次から看護専門職の基本となる学修を行い、高学年次には主体的な選択によりさらに学修を発展させることを意図して授業科目を編成している。ディプロマ・ポリシー(以下、DP)とカリキュラム・ポリシー(以下、CP)は学生便覧に掲載し、各セメスター開始時のガイダンスで学修内容とともに学生に説明している。

2008年に「看護実践能力の卒業時到達目標」を策定し、翌年から開設した科目「看護学統合演習」において、学生自身がその到達度を評価し、個別面談で教員と学修成果を確認して

いる。DPは卒業時到達目標とも照合して作成し、DP・CP策定後は「看護学統合演習」においてDPについても学生とその獲得状況の確認を行っている。卒業時到達目標については教務委員会で全学生の到達度を集計し全学的に共有し、教育課程の改善及び到達目標の改定に繋げている。2021年度には4セメスター修了時の到達目標を策定し、低学年の学生とも到達目標を共有した。

2022年度には教務委員会が作成したカリキュラムマップ案を素材に全教員が参加するFD研修会を開催した。研修会で集約した意見からDP見直しの必要性があらかとなり、現在、DPの改定とカリキュラムマップ作成について検討している。

専門関連科目及び教養科目においては、各科目の目的に合った授業を行うため、多くの非常勤講師を任用している。CPに基づいた科目運営のため、各科目には学内担当教員を配置し、非常勤講師と連携して授業運営を行っている。学内担当教員は教養・専門関連科目運営委員会が支援している。また、教養・専門関連科目運営会議を年1回開催し、各科目の現状と課題を全教員で共有している。

#### 3 成績評価基準・卒業認定について 関係法令:⑧⑨⑩

成績の評価は、試験成績、平常の成績及び出席状況等を総合的に判定すると履修規程で定めている。各科目の成績評価の方法及び基準はシラバスで学生に示している。次年度シラバス作成時期に「シラバス記載方法についてのお願ひ」を教務委員会から周知し、作成されたシラバスは教務委員会で確認している。また、成績評価にかかわる基本的な考え方として、学生の主体的な学修を支援するため、各科目の成績評価基準と方法を学生に確実に周知することを申し合わせている。これまで一定の条件のもとで学生の願ひ出により追試験及び再試験を実施できるよう履修規程で定めていたが、2024年度からは学生が成績評価に対する確認及び異議の申立てを行える仕組みを整え運用を開始している。

各セメスターで登録することができる単位数の上限は、必修科目が多く、選択科目も配当セメスターが決まっているため設定していない。

卒業要件は学則及び履修規程に、4年以上の在籍と必要な単位数(合計126単位)の修得と定めている。教務委員会で卒業要件を満たしているか確認し、その結果を基に、教授会において卒業判定を審議し、学長が決定している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価結果に基づき、当該評価基準に適合しているものと判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜）            入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学学則 第17条～第25条</li> <li>・アドミッション・ポリシー</li> <li>・入学者選抜要項・学生募集要項</li> <li>・公立大学法人岐阜県立看護大学入試管理対策会議規程</li> <li>・岐阜県立看護大学入学試験実施委員会規程</li> <li>・岐阜県立看護大学入学試験成績管理委員会規程</li> <li>・岐阜県立看護大学及び大学院が実施する入学試験等に関する情報提供実施要綱</li> </ul>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針）            大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学学則</li> <li>・岐阜県立看護大学履修規程</li> <li>・カリキュラム・ポリシー／ディプロマ・ポリシー</li> <li>・シラバス</li> <li>・学生便覧                (p.3 ディプロマ・ポリシー、                p.4 カリキュラム・ポリシー)</li> </ul>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法）            教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学履修規程</li> <li>・カリキュラム・ポリシー</li> <li>・学生便覧 (p.15-18)</li> </ul>
④	<p>第二十一条（単位）            各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学学則</li> <li>・岐阜県立看護大学履修規程</li> <li>・シラバス</li> </ul>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間）            一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学学則</li> <li>・学生便覧（学事日程）</li> </ul>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間）            各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学学則</li> <li>・シラバス</li> </ul>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法）            授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学履修規程</li> <li>・シラバス</li> </ul>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等）            大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百四十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生便覧 (p.15-18)</li> <li>・シラバス</li> <li>・シラバス記載方法についてのお願</li> <li>・岐阜県立看護大学学則</li> <li>・岐阜県立看護大学履修規程</li> <li>・岐阜県立看護大学における成績評価に対する確認及び異議申立てに関する要領</li> </ul>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与）            大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学学則</li> <li>・岐阜県立看護大学履修規程</li> <li>・4年次卒業研究Ⅰ・Ⅱ要綱</li> <li>・シラバス</li> </ul>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限）            大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（該当なし）</li> </ul>

## ハ 教育課程に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1. 入学者選抜 関係法令:①</b></p> <p>博士前期課程、博士後期課程それぞれについて、大学院の教育理念、教育目標に基づきアドミッション・ポリシーを定め、大学院パンフレット、大学 Web サイト、学生募集要項に公表している。作問及び面接は、これに基づいて実施している。</p> <p>入学者選抜に関する業務については、学生募集要項、入学試験実施要項を研究科委員会において審議・決定し、要項に沿って実施する。作問及び採点は、各専門領域において複数名の教員で行うこととしている。入学者の決定は、研究科委員会にて審議して可否判定を行い、学長が決定する。</p> <p>志願者には、出願期間以前に期間を設けて個別に事前面談を行う。教育目標の理解を促すとともに、特に博士前期課程では専門領域の適切な選択の相談と、自身が所属する組織において看護実践を改善する研究に取り組むことになるため事前に職場の了解を得ることを説明している。</p> <p><b>2. 教育課程の編成と実施 関係法令:②③④⑥</b></p> <p>カリキュラム・ポリシーは教育理念、教育目標、ディプロマ・ポリシーとの整合性を確認して定め、これに基づいて教育課程を編成している。</p> <p>大学院学則第 21 条に基づき、大学院の教育は、授業科目の授業と研究指導により行う。博士前期課程の授業科目は、基本科目、看護学共通科目と、4 つの専門領域からなる専門科目で構成している。基本科目は、管理調整能力の基礎を培い、従来の医療サービスの枠組みを超えた視点を修得することを目指す。看護学共通科目は、専門領域を超えて共通に必要な看護学の科目であり、専門性の高い看護実践能力と看護研究能力を培うことを目指す。専門科目は、地域基礎看護学、機能看護学、育成期看護学、成熟期看護学の各領域における、特論、演習、特別研究で構成する。また、専門看護師コースは専門看護師のための授業科目を選択する。各専門領域を選択した学生と同等レベルの学修を系統的に進められるよう、看護論、援助論、実習、課題研究で構成している。</p> <p>現職の看護職者の就学を可能にするため、本学では大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法を適用し、金曜日と土曜日に授業科目を開講している。大学院学則第 11 条第 1 項に基づき、博士前期課程は修業年限を 3 年とし、各授業科目は 3 年間に配置している。</p>	<p>博士後期課程の授業科目は、基本科目と専門科目で構成している。基本科目は、看護実践研究の方法開発を多角的視野で追求することを目指す。専門科目は、看護実践における共通課題を捉えて新しい看護学の知識生産方法を確立することを目指しており、広域実践看護学の 1 領域として、研究方法特論、演習、特別研究で構成する。</p> <p>授業科目は大学院履修規程に定め、カリキュラム・ポリシーに基づく構成は、大学院学生便覧に記載するとともに入学時のガイダンスにて説明を行う。また、各授業科目の授業計画は大学院のシラバスに示す。</p> <p>研究指導については、博士前期課程、博士後期課程ともに 3 年間の指導の流れを学生便覧に記載し、入学時のガイダンスにて説明する。また、毎年度、学生と指導担当教員が相談して個別に研究指導計画書を作成し、計画に沿い指導を行う。</p> <p><b>3. 成績評価基準、学位論文審査基準、修了認定 関係法令:⑤</b></p> <p>ディプロマ・ポリシーは教育理念、教育目標に基づいて定め、学生便覧、大学 Web サイトに掲載している。また、入学時のガイダンスにて十分に説明する。</p> <p>成績評価基準は大学院学則第 25 条及び大学院履修規程第 9 条に、修了要件は大学院学則第 36 条及び大学院履修規程第 8 条に示し、各授業科目の具体的な成績評価方法はシラバスに記載して学生に周知している。</p> <p>学位論文審査基準として、博士前期課程においては修士論文審査基準、課題研究レポート審査基準を、博士後期課程においては博士論文審査基準を策定している。最終試験審査基準としては、博士前期課程においては修士論文及び課題研究レポート最終試験審査基準を、博士後期課程においては博士論文最終試験審査基準を策定している。これらの基準はすべて学生便覧に記載し、入学時のガイダンスで説明している。</p> <p>また、学位論文の審査及び最終試験の実施方法は学位規程及び学位論文審査規程に定め、学生便覧に記載している。修了認定は、研究科委員会にて、論文審査及び最終試験に合格した学生の単位取得状況を修了要件に照らして確認し、認定の可否を審議している。修了を認定した者に対して、学長が修了証書を授与する。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価結果に基づき、当該評価基準に適合しているものと判断する。
優れた点	教育理念に基づき、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの一貫性が明確である。
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第一条の三（入学者選抜）</b>            入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学大学院学則第13条～第20条</li> <li>・アドミッション・ポリシー</li> <li>・大学院案内</li> <li>・学生募集要項</li> <li>・岐阜県立看護大学大学院研究科委員会規程</li> </ul>
②	<p><b>第十一条（教育課程の編成方針）</b>            大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。            2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシー／ディプロマ・ポリシー</li> <li>・シラバス</li> <li>・岐阜県立看護大学大学院履修規程</li> </ul>
③	<p><b>第十二条（授業及び研究指導）</b>            大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。            2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学大学院学則第21条</li> <li>・シラバス</li> <li>・岐阜県立看護大学大学院履修規程</li> <li>・大学院授業協力者の取扱いについて</li> </ul>
④	<p><b>第十三条（研究指導）</b>            研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。            2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究科の授業を担当する教員の要件に関する申し合わせ</li> <li>・岐阜県立看護大学大学院学則第26条</li> </ul>
⑤	<p><b>第十四条の二（成績評価基準等の明示等）</b>            大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。            2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバス</li> <li>・岐阜県立看護大学大学院看護学研究科における研究指導計画書の取扱要項</li> <li>・岐阜県立看護大学大学院履修規程</li> <li>・岐阜県立看護大学学位規程</li> <li>・岐阜県立看護大学大学院学位論文審査規程</li> <li>・岐阜県立看護大学大学院学則第27条、第35条～第37条</li> <li>・岐阜県立看護大学大学院学位論文審査基準</li> <li>・岐阜県立看護大学大学院最終試験審査基準</li> </ul>
⑥	<p><b>第十五条（大学設置基準の準用）</b>            大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学大学院学則第21条～第27条</li> <li>・岐阜県立看護大学大学院履修規程</li> <li>・シラバス</li> </ul>

## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 校地・校舎、施設・設備 関係法令:①②③⑤

本学のキャンパスは羽島市江吉良町に所在する1か所であり、その校地及び校舎の面積は表のとおりとなっている。大学設置基準と比較して十分な規模の面積を確保している。

表 校地・校舎面積

	本学の現状	大学設置基準
校地面積	77,304 m <sup>2</sup>	3,200 m <sup>2</sup>
校舎面積	12,615 m <sup>2</sup>	4,562 m <sup>2</sup>

校地内には校舎のほか、全学的な行事などを行う講堂(1,057 m<sup>2</sup>)、体育館(1,428 m<sup>2</sup>)、グラウンド、テニスコート等を設けている。

校舎は管理棟、講義棟、実習棟、研究棟、図書館棟、福利厚生棟で構成されており、教育研究の場となる講義室 8、演習室 14、実習室 5、マルチメディア教室 1 や専任教員の研究室 57 を配置している。各部屋にはその目的に応じた設備を整備している。

実習室の各部屋には、看護の専門領域に対応した基礎的な看護技術を習得するために必要な備品を備えており、マルチメディア教室にはデスクトップパソコン 54 台、プリンタ、スキャナー等を常設している。学生は自己学修のため、これらの設備を授業以外の時間にも利用することが可能となっている。また、校舎内には無線 LAN のアクセスポイントを設置し、学生個人の情報端末を接続して学修できる環境も整備するなど、学生の主体的な学修を支援している。

大学院においては学部全ての施設を活用して教育研究活動を行っている。また大学院専用の部屋として、大学院生研究室、大学院演習室を配置し、学修に専念できる環境を提供している。

施設・設備は開学 25 年目を迎えて経年劣化による老朽化が目立っており、大規模な改修・更新工事は中期維持修繕計画を基に緊急性の高いものから実施している。当該計画は毎年度見直し、県とも協議しながら施設整備を推進する必要がある。

実習室の備品の更新等は、実習室管理部会が更新計画を策定し、定期的に見直しながら計画的に教育環境の維持・向上に努めている。

#### 2 図書館の教育研究上必要な資料等の整備 関係法令:④

図書館は、岐阜県立看護大学の学生及び教職員の教育・研究及び学生生活を支援すること、看護サービスの質の向上を図るため、看護職者の生涯学習を支援することを目的として蔵書の充実を図ると同時に、岐阜県内随一の看護の専門的図書館として、看護学資料の保存を行っている。

資料整備として、2024 年 3 月末現在、図書は 87,772 冊(うち看護学の図書 19,746 冊、医学書 24,482 冊等)、購入雑誌 180 タイトル、視聴覚資料 2,043 点を収蔵している。その他に「医中誌 Web(医学中央雑誌)」など 3 種の有料データベース、及び電子ジャーナル 3,898 タイトル、電子ブック 489 タイトル、動画配信 166 タイトルを整備している。学内の全教員が図書・視聴覚資料等を選定しており、教育研究に必要な図書・資料を網羅することができている。

蔵書管理としては、看護図書分類表(日本看護協会作成)、NDC(日本十進分類表)を用いて分類を付与して、看護学書・医学書・一般書及び移動書架のまとまりにより配架している。長期収蔵計画としては、岐阜県立看護大学図書館蔵書構築方針(2022 年施行)に基づき、収蔵・除籍等の蔵書整備を進めている。

図書データ管理・貸出返却等の図書館運営を行うための電算システムとして「情報館」を導入し、館内資料はすべてコンピュータ検索ができるように整備しており、図書館内からだけでなく、モバイル機器を利用することによって自宅や実習先からも蔵書の検索等が可能である。リモートアクセスシステム「RemoteXs」を全面的に導入し、遠隔利用も含めた電子リソースの利用の簡便化を図っている。

国内外の他大学との協力は国立情報学研究所の目録システム(NACSIS-CAT)への登録、相互貸借システム(NACSIS-ILL)への参加により文献提供を広く行っている。岐阜県図書館と連携し、相互貸借便の運行、研修などを実施している。

図書館職員は、プロパー職員 2 名、業務専門職員 2 名の体制となっており、他に土曜日アルバイト 2 名、文献複写業務の学生アルバイト 2 名で運営している。プロパー職員及び業務専門職員は、意識・能力等の向上のため、遠隔研修会等に積極的に参加するようにしている。

自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第三十四条（校地）</b> 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県立看護大学 Web サイト 学内施設の紹介</li> <li>大学案内 (p. 21, 22)</li> <li>認証評価共通基礎データ</li> </ul>
②	<p><b>第三十五条（運動場等）</b> 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	(同上)
③	<p><b>第三十六条（校舎）</b> 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>(同上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立大学法人岐阜県立看護大学 第3次中期維持修繕計画</li> <li>岐阜県立看護大学 Web サイト 学内施設の紹介</li> </ul>
④	<p><b>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館）</b> 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県立看護大学 Web サイト 図書館 統計情報</li> <li>岐阜県立看護大学図書館蔵書構築方針</li> </ul>
⑤	<p><b>第四十条（機械、器具等）</b> 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習室備品更新計画</li> <li>岐阜県立看護大学教務委員会実習室管理部会規程</li> </ul>

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

## ホ 事務組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1 教育研究実施組織 関係法令:①②</b></p> <p>大学には学則に基づき、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、看護研究センター、図書館、学務研究部を設置している。このうち事務職員は図書館及び学務研究部に配置し、教育研究活動を支援している。</p> <p>図書館に配置する事務職員は司書資格を有しており、図書館の運営と学術情報サービスの提供を教員と連携して行っている。また、学務研究部には学務課を設置して事務職員を配置しており、看護学部及び看護学研究科の教務、学生生活支援、入学試験等に関する事務を教員と協働で行っている。</p> <p>教授会の下に設置する委員会等には、原則として、それぞれ担当の事務職員を配置しており、教員と事務職員が情報共有を図りながら教職協働で大学運営に携わっている。</p> <p><b>2 円滑かつ効果的な大学業務遂行を支援する組織 関係法令:①②</b></p> <p>法人には組織規程に基づいて法人事務局を設置し、人事・労務や経理、施設設備の管理等を担当する総務課、法人運営に係る計画立案や理事会・審議会の実施、広報等を担当する企画室で編成している。</p> <p>法人の下には各種対策会議を設置し、法人運営に必要な事項を審議している。各会議の構成員は、教員を兼ねる学内理事、関係する委員会の委員長を務める教員及び事務職員が所属する各課・室の長とし、それぞれ担当の事務職員も配置しており、法人運営についても教職協働で取り組んでいる。</p> <p><b>3 事務職員の資質向上と人事評価 関係法令:①②</b></p> <p>事務職員のスタッフ・ディベロップメントとして、公立大学協会が主催する研修や担当業務に直結する外部研修への参加奨励を行い、公立大学職員としての資質と業務に対する専門性の向上を図っている。</p> <p>外部研修に加え、職員が講師となる学内での職員研修会を実施し、業務遂行に必要な実践的な知識・技術の習得と職員の相互理解を図ることとしている。</p> <p>また、事務職員のSD担当は、FD委員会に研修会の希望を伝えたり、研修会の企画に参画し、事務職員の研修会への参加を促している。</p> <p>人事評価は、毎年度職員それぞれが行う職位に応じた事務職員像を基にした職位別達成状況の自己点検評価と、所属する各課・室の長及び事務局長との面談により実施している。</p>	<p><b>4 厚生補導の組織 関係法令:①②</b></p> <p>厚生補導の組織として、教授会規程に基づき、学生生活委員会を設置し、健康管理、経済面、安全面、課外活動等学生生活に関する支援を毎年度の活動方針にそって行っている。学生支援においては、健康管理室に配置されている専任保健師、下部組織である各学年2名の学生相談教員で構成された学生相談教員部会と協働体制にあり、1年次5月、2年次12月に行う学生の個別面接や、学生相談教員・保健師との情報共有から、学生の状況を把握し対応している。また、年6回の「健康管理室だより」の発行、感染予防デー(19日に設定)に行う注意喚起等(2023年度まで)、学生が自主的に健康管理や感染予防等に取り組めるよう、啓発を行っている。</p> <p>メンタルヘルスに関しては、月に3~4回、非常勤の公認心理士によるカウンセリングの時間を設定し、ガイダンス等で利用を促している。精神科医の顧問医への相談会も年4回程度もち、助言のもと、学生個々に応じた支援を行っている。</p> <p>ハラスメント防止に関しては、法人の基本方針に沿い、全学生、教職員(非常勤含む)へのリーフレット配付やポスター掲示、学年別ガイダンス、1年次生・教職員の研修会等で啓発している。ハラスメント解決の体制として人権・倫理対策会議、ハラスメント防止対策委員会を設置し、また、学外相談員も含むハラスメント相談員を配置している。3年毎に学生生活実態調査を実施しており、2022年度の結果では、7割弱の学生が相談員を認知している。</p> <p><b>5 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制 関係法令:①</b></p> <p>教授会規程に基づき、就職進路対策委員会を設置し、学務課と連携して、国家試験や就職の支援を計画的に行っている。1年次より進路を考えて準備できるよう冊子「就職進路の手引き」を作成・配付し、ガイダンスでも説明している。就職進路支援室を設け、募集要項や卒業生の体験談等を閲覧し、学生自ら情報を取得できるようにしている。また、県内就職をした卒業生及び修了者との交流会を設け、1~3年次生が今後必要な学修や取組み、キャリア形成をイメージできるようにしている。3月には3年次生と4年次生との交流会を企画して、4年次生から就職進路の決定や国家試験の準備等の体験を聞き、相談できる場を設けている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>特になし</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p><b>大学設置基準</b></p> <p><b>第七条（教育研究実施組織等）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略 7 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学学則</li> <li>・公立大学法人岐阜県立看護大学組織規程</li> <li>・組織図 (p.3)</li> <li>・岐阜県立看護大学連携協力委員設置規程</li> <li>・岐阜県立看護大学において求める事務職員像</li> <li>・岐阜県立看護大学学生生活委員会規程</li> <li>・学生便覧 (p.31-48)</li> <li>・公立大学法人岐阜県立看護大学ハラスメントの防止等に関する規程</li> <li>・岐阜県立看護大学 Web サイトハラスメント等防止に関する基本方針</li> <li>・岐阜県立看護大学就職進路対策委員会規程</li> <li>・令和4年度学生生活実態調査報告書</li> <li>・就職進路の手引き</li> </ul>
②	<p><b>大学院設置基準</b></p> <p><b>第八条（教育研究実施組織等）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院学生便覧</li> <li>・岐阜県立看護大学 Web サイトハラスメント等防止に関する基本方針</li> <li>・公立大学法人岐阜県立看護大学ハラスメントの防止等に関する規程</li> </ul>

## へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>&lt;看護学部&gt; 関係法令:①</b></p> <p><b>1 3つのポリシーの策定状況</b></p> <p>看護学科では、2007年に大学の教育理念、看護学科の教育目標を踏まえて求める人材像を明確にし、これをアドミッション・ポリシー(以下、AP)として策定した。ディプロマ・ポリシー(以下、DP)とカリキュラム・ポリシー(以下、CP)は、2015年に併せて策定した。DPは、本学学士課程の教育目標、卒業時の看護実践能力の到達目標を基盤に、CPは、学生便覧等に表示する本学独自の教育課程の考え方を基盤にして、DPとの連動を意識して検討した。3つのポリシーに齟齬がないことも確認している。検討は、教務委員会が原案を作成し、各領域での検討、教授会での検討を踏まえた修正を重ねて策定した。</p> <p>その後、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が作成した「卒業認定・学位授与方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学受入れ方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月)に照らして3つのポリシーを見直し、APは2022年度から、CPは2024年度から現行の内容に更新された。</p> <p>2022年には、DPと教育課程の関連を明確化・可視化するカリキュラムマップの作成を目指して、教務委員会においてカリキュラムマップ試案を作成し、試案をもとにFD研修会において全教員での検討を行った。このDPと教育課程の関連の明確化・可視化への取り組みは、今後も継続する方針である。</p> <p><b>2 3つのポリシーの概要</b></p> <p>APは、「看護および人々へのケアに対して深い関心をもてる人」等6項目の「求める入学受入れ像」を明示すると共に、受け入れる学生に求める学習成果を念頭に置き、「入学受入れの基本方針」「入学までに身につけてほしいこと」について、具体的に示している。</p> <p>DPは、看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本技術を身につけ、看護の対象となる人々のもつ困難や問題の解決に深い責任を感じ、常に創造的に問題解決行動をとっていく看護職の育成を目指すという教育目標を示したうえで、「看護実践に必要な基本的技術と知識をもち、看護専門職としての責任と高い倫理観に基づき、多様な実践現場において看護実践に取り組むことができる」等5項目の能力を示している。</p> <p>CPは、DPと同じく教育目標を示したうえで、「4年間の教育課程において、「看護学」の基礎を体系的に教授する。このこと</p>	<p>により、卒業後に、保健師、看護師等の看護専門職とし就業し、さらに看護実践を重ねながら自己を成長させるとともに看護学の学びを深めていく基盤をつくる」等9項目の方針を示している。</p> <p><b>&lt;大学院看護学研究科&gt; 関係法令:①</b></p> <p><b>1 3つのポリシーの策定状況</b></p> <p>博士前期課程、博士後期課程のそれぞれについて、AP、DP、CPを作成している。</p> <p><b>2 3つのポリシーの概要</b></p> <p>APは、利用者中心のケアのあり方を追究し、看護実践の改革を推進できる創造的・先駆的指導者層の育成という教育理念に基づいて作成している。博士前期課程は、実践の場における問題解決能力の育成という教育目標を踏まえ、「看護サービス利用者の生活を中心にした看護ケアの実践を重視している者」等、博士後期課程は、看護実践の研究能力を付与する教育を担うことのできる看護職者を育てるという教育目標を踏まえ、「実践の改善・改革の研究指導に関心を持っている者」等の項目で構成している。</p> <p>DPは、教育理念、教育目標を踏まえ、さらに、学位論文審査基準、最終試験審査基準との整合性を確認して作成した。博士前期課程は、「職場の看護実践の課題を明確にして、研究的かつ組織的に課題解決に取り組むことができる」等4項目、博士後期課程は、「看護実践に関与する多様な要因について分析し、実践の改善・改革のための研究を組織的に指導することができる」等5項目で構成している。</p> <p>CPは、教育理念、教育目標、DPを踏まえて、博士前期課程5項目、博士後期課程4項目で構成し、各科目の目的、科目の構成等を説明している。</p> <p><b>&lt;3つのポリシーの公表状況&gt;</b></p> <p>看護学部と大学院看護学研究科における3つのポリシーは、Webサイト上で公表している。また、看護学部のAPは、入学受入れ要項、学生募集要項、大学案内(一部抜粋)に、大学院看護学研究科のAPは、大学院案内、学生募集要項に記載している。看護学部のDP及びCPは、学生便覧、実習要綱、看護学統合演習要綱に、大学院看護学研究科のDP及びCPは、大学院学生便覧に記載している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>特になし</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>看護学部のDPとCPの関連をさらに明確にすることは課題であり、検討を継続する必要がある。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二            大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 卒業又は修了の認定に関する方針</li> <li>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</li> <li>三 入学者の受入れに関する方針</li> </ul> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学 Web サイト</li> <li>＜看護学部＞</li> <li>アドミッション・ポリシー</li> <li>／ディプロマ・ポリシー／</li> <li>カリキュラム・ポリシー</li> <li>＜大学院＞</li> <li>アドミッション・ポリシー</li> <li>／ディプロマ・ポリシー／</li> <li>カリキュラム・ポリシー</li> <li>・大学案内 (p. 4)</li> <li>・大学院案内 (p. 3, 10)</li> <li>・岐阜県立看護大学の FD 活動の記録第 11 集 (p. 77-97, 128-143)</li> </ul>

# ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1 教育研究活動等状況の公表 関係法令:①②</b></p> <p>学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される教育研究活動については、主に大学Webサイト、大学案内、大学院案内により公表している。Webサイトには「教育情報の公表」ページを設け、まとめて情報を発信している。</p> <p>以下、文中の「 」は、大学Webサイト上のページ名である。</p> <p>(1)教育研究上の目的</p> <p>本学の目的は、「大学の目指すもの」に明記し公表している。また、大学の目的が規定されている大学学則及び大学院の目的が規定されている大学院学則も公表している。</p> <p>教育理念・目標は、「看護学部 教育の理念と目標」、「大学院 研究科の教育理念と特色」、大学案内、大学院案内、学生募集要項により公表している。</p> <p>(2)3 つのポリシー</p> <p>看護学部及び看護学研究科それぞれのページを設けて、3 つのポリシー公表しているほか、大学案内、大学院案内にも掲載している。また、アドミッション・ポリシーは、入学者選抜要項、学生募集要項にも掲載し、オープンキャンパスや大学説明会においても積極的に周知している。</p> <p>(3)教育研究上の基本組織</p> <p>「大学案内 組織図」にて組織図を示している。</p> <p>(4)教育研究実施組織、教員数、教員の学位及び業績</p> <p>「大学案内 教員組織・構成」において、教員組織(4 つの専門領域と看護研究センター)、職位別性別教員数を公表しているほか、「教員一覧」において各教員の紹介ページを設け、氏名、学位及び業績を掲載している。</p> <p>(5)入学者数、収容定員、学生数、卒業・修了者数及び進路状況</p> <p>入試情報のページにおいて、看護学部と大学院(看護学研究科)に区分して「入学者選抜状況」にて入学者数を公表している。</p> <p>看護学部のページでは、「収容定員及び在学生数」にて収容定員、在学生数を、「就職・進学状況・主な就職先」では卒業生数と職種別人数及び岐阜県内への就職状況を掲載し公表している。</p> <p>大学院のページでは、「収容定員及び在学生数・修了者数」に収容定員、在学生数、修了者数を掲載し、公表している。</p>	<p>(6)授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業計画</p> <p>看護学部では、「4 年間の学修の進み方」を Web サイト及び大学案内で公表している。また、「シラバス」には授業科目毎の授業方法や内容等を掲載し、公表している。</p> <p>看護学研究科では、博士前期課程、博士後期課程それぞれの「3 年間の研究指導の流れ」を Web サイト及び大学院案内で公表している。また、Web サイトでは「時間割・授業時間」及び課程毎に「授業科目構成・一覧」を公表している。</p> <p>(7)学修の成果に係る評価及び卒業・修了の認定基準</p> <p>看護学部では、「履修基準」にて卒業要件を掲載し、学修成果の評価方法は「シラバス」に明示して公表している。看護学研究科の修了要件は、博士前期課程、博士後期課程それぞれの「教育目標・修了要件」で公表している。</p> <p>(8)施設及び設備その他の教育研究環境</p> <p>学生生活のページにおける「学内施設の紹介」及び大学案内により公表している。</p> <p>(9)授業料、入学金その他の費用</p> <p>入試情報のページに、看護学部と看護学研究科に区分して示している。看護学部では「入学金・授業料」及び大学案内で、授業料と入学金のほか、初年度に必要となる学生保険料、後援会費や教科書代等についても公表している。授業料の減免等に関する情報については「奨学金・減免制度」にて公表している。看護学研究科では「入学金・授業料」及び大学院案内で公表している。</p> <p>(10)修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援</p> <p>看護学部のページにおける「就職・進路支援」、学生生活のページにおける「健康に関する支援」及び大学案内により公表している。</p> <p>(11)学位論文の評価基準</p> <p>大学案内ページにおける「教育情報の公表」において、博士前期課程の修士論文審査基準、課題研究レポート審査基準、最終試験審査基準、博士後期課程の博士論文審査基準、最終試験審査基準を公表している。</p> <p><b>2 情報公表体制の整備</b></p> <p>Web サイトは広報活動対策会議、大学案内は広報委員会、大学院案内は研究科委員会広報担当者が中心となり、関係する委員会や領域等と連携して、情報の集約と発信を行っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>特になし</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<b>学校教育法</b> <b>第百十三条</b> 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">岐阜県立看護大学 Web サイト 教育情報の公表</a></li> </ul>
②	<b>学校教育法施行規則</b> <b>第七十二条の二</b> 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</li> <li>二 教育研究上の基本組織に関すること</li> <li>三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</li> <li>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</li> <li>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること</li> <li>六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</li> <li>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</li> <li>八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</li> <li>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。</li> <li>3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。</li> <li>4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</li> <li>5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">岐阜県立看護大学 Web サイト 教育情報の公表</a></li> <li>・ <a href="#">大学案内</a></li> <li>・ <a href="#">大学院案内</a></li> <li>・ <a href="#">公立大学法人岐阜県立看護大学 広報活動対策会議規程</a></li> <li>・ <a href="#">岐阜県立看護大学 広報委員会規程</a></li> </ul>

## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 自己点検・評価の体制及び実施方法 関係法令:①④

教育研究活動等の改善を継続的に行うことは、岐阜県立看護大学学則第 2 条に「恒常的に教育研究活動の維持向上を図り、大学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と規定するとともに、岐阜県立看護大学大学院学則第 2 条にも同様に規定している。

大学の自己点検・評価は、学長を委員長とした自己点検評価委員会の下で、教職員レベル、大学内各組織レベル、全学レベルで実施している(内部質保証体制図 p.4 参照)。2023 年度には、今まで実施してきた自己点検・評価の体制と方法を見直し、「内部質保証に関する方針」として明文化し、教職員間で共有した。また、毎年度作成してきた自己点検評価報告書は、2023 年度分から大学 Web サイトで公表している。

本学は、これまで 3 回(2005・2010・2017 年度)の認証評価を受審し、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関(大学基準協会)によって大学基準に適合していると認定されている。

#### 2 大学における研修等の体制 関係法令:⑤

看護専門職を養成する大学教員としての個々の教育能力開発を図るとともに、大学組織の一員として、大学を継続的に発展させていく能力の開発を目指して、教育能力開発委員会(以下、FD 委員会)を中心に FD 活動を行っている。FD 委員会の活動方針は、1)岐阜県立看護大学の教員として、大学全体への視野を持って考えることができる教員としての教育能力開発を目指した活動を行う、2)教員一人ひとりが主体的に考え行動することを基にする。教員同士が対等な立場で一人ひとりの体験を共有することを通して互いに高めあっていくことを促す、3)大学の人材育成の目標を実現することを目指して、今直面している課題を取り上げる、の 3 点である。年度当初に全教員及び各種委員会等から FD 活動の提案を募集し、FD 委員会で内容を検討し年間計画を立案している。研修会は年間 3~4 回、他大学との交流を行う学外交流を 2 年に 1 回実施している。研修会のうち 1 回は教務委員会との共同開催とし、授業の充実・改善につながる内容としている。また、1 回は全教職員対象の FD・SD 研修会としている。このほかに、担当の各対策会議が主体となり、研究倫理研修、ハラスメント防止研修(FD・SD)、情報セキュリティ研修(FD・SD)を毎年度実施している。実施結果は 2 年ごとに、「岐阜県立看護大学の FD 活動

の記録」としてまとめて冊子化し、全教員に配付している。また、実施した研修会については、FD マザーマップ®を活用し、看護系大学教員として備えるべき能力のいずれの能力向上に関連するものであるかを照合することにより、本学 FD 活動の全体像を視覚化している。

実習・演習補助者に対しては、少数であり採用時期が一定していないことから集合形式での研修は実施していないが、各科目において、事前の説明及び事後の振り返りを責任教員の責任のもとに実施しており、実施状況を教務委員会で確認している。

#### 3 研究科における研修等の体制 関係法令:⑥

大学院では、研究科委員会の FD 企画担当が年度ごとの活動方針を決め、6 月の研究科委員会に FD 活動の年間計画を提出して審議し、決定した年間計画に沿って研修会を開催する。活動方針としては、看護実践研究指導の充実を継続して挙げている。博士前期課程、博士後期課程それぞれにおける研究指導の充実を目指した研修会を年 2~3 回各 1 時間程度開催している。研修会の対象者は、研究科委員会委員(教授)であるが、研修会のテーマに応じて、希望する准教授の参加を可能としている。

#### 4 学修成果の把握 関係法令:⑦

4 年次に配当している「看護学統合演習」において、DP と整合性を図った卒業時の看護実践能力の到達目標の達成度を学生及び教員が評価している。未達成の目標については、学生が自己学修計画を立てて、実践することを卒業研究の指導教員が支援している(看護学統合演習要綱の授業日程 p14・15 参照)。教務委員会が、学生の達成度をとりまとめ、学修成果を把握し、その結果を教員間で共有している。

また、卒業生調査において、DP の各項目について、大学時代に身に付いた程度を 4 段階で問い、その結果を全学で共有している。

自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県立看護大学学則 第2条</li> <li>・ 岐阜県立看護大学大学院学則 第2条</li> <li>・ 内部質保証に関する方針</li> <li>・ 岐阜県立看護大学自己点検評価委員会規程</li> <li>・ 公立大学法人岐阜県立看護大学経営戦略会議規程</li> <li>・ 岐阜県立看護大学 Web サイト 認証評価 目標・計画・評価</li> </ul>
	学校教育法施行規則	
②	<p><b>第五十二条</b>            学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当なし)
③	<p><b>第五十八条</b>            学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当なし)
④	<p><b>第六十六条</b>            大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部質保証に関する方針</li> <li>・ 内部質保証体制図 (p. 4)</li> <li>・ 岐阜県立看護大学自己点検評価委員会規程</li> </ul>
	大学設置基準	
⑤	<p><b>第十一条（組織的な研修等）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県立看護大学教育能力開発委員会規程</li> <li>・ 岐阜県立看護大学の FD 活動の記録第 11 集</li> </ul>
	大学院設置基準	
⑥	<p><b>第九条の三（組織的な研修等）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度研究科委員会 FD 計画</li> </ul>
	法令外の関係事項	
⑦	<p><b>学習成果</b>            学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部質保証に関する方針</li> <li>・ 4 年次看護学統合演習要綱</li> <li>・ 学士課程教育の成果と卒業者が捉えている看護実践現場の課題（岐阜県立看護大学紀要）</li> </ul>

# リ 財務に関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1 財務の状況 関係法令:①②

予算編成では、公立大学法人岐阜県立看護大学会計規程に基づいて毎事業年度予算編成に関する方針を定めている。この方針に基づいて予算案を作成し、経営審議会の審議及び理事会の議を経て決定する。また、地方独立行政法人法に基づいて予算、収支計画、資金計画を中期計画に定め、本学 Web サイトに掲載し公表している。

毎事業年度終了後には、本学の会計規程に基づいて財務諸表等を作成し、経営審議会の審議及び理事会の議を経て、決算を決定している。確定した財務諸表等は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体の長である岐阜県知事へ提出し承認を受けた後、本学 Web サイトに掲載し公表している。

決算において発生した剰余金のうち、岐阜県より経営努力によると認定されたものについては、目的積立金として積み立てている。目的積立金は、中期計画で定める教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てることが認められており、安定的な運営と教育研究環境の整備に活用している。

過去 3 年間の決算状況は表のとおりであり、収入総額が支出総額を常に上回る状況にある。しかしながら、近年の光熱費をはじめとする物価高から、安定的な大学運営を継続するためには、業務の効率化と自己収入確保への取組みを促進する必要がある。そのため、入学者確保に向けた積極的な広報活動や、外部資金獲得に向けた研修会、各種の研究助成金についての情報提供等を実施し、教育研究への十分な財政基盤の確立に努めている。

表 過去 3 年間の収支決算状況 (単位:千円)

項目/年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
<b>【収入】</b>	<b>1,054,092</b>	<b>997,844</b>	<b>994,934</b>
運営費交付金	783,630	715,923	747,936
自己収入	229,529	232,204	230,652
補助金収入	2,357	191	389
目的積立金取崩	38,575	49,525	15,955
<b>【支出】</b>	<b>1,036,584</b>	<b>980,409</b>	<b>952,396</b>
教育研究経費	214,651	241,186	233,282
人件費	704,009	665,938	654,309
一般管理費	117,923	73,284	64,803
<b>【収入-支出】</b>	<b>17,508</b>	<b>17,435</b>	<b>42,538</b>

### 〔監査体制〕

法人の業務の適正かつ効率的な運営の確保のため、毎年度、岐阜県より選任された監事 2 名(弁護士及び公認会計士)による監事監査や岐阜県監査委員による財政援助団体等監査を受けている。また、学内においても公的研究費の執行等に関する内部監査を実施している。

### 2 教育研究環境の整備 関係法令:①②

#### (1) 施設や設備の更新・改修

本学の課題である施設の老朽化に対しては、中期維持修繕計画を策定し、計画的な改修に取り組むことで教育研究に影響を与えないよう努めている。大規模な改修については、岐阜県に対して予算措置の要求を行い、計画的な実施に向けて協議している。

高額な実習室の備品等については、実習室管理部が策定した更新計画を定期的に見直しており、目的積立金を財源に整備している。

#### (2) 教員研究費

教員の研究活動の基盤となる教員研究費は、2010 年の法人化以降一定の水準を維持している。また、国際交流の視点を備えた大学づくりを目指すことを目的として、国際学会における研究成果発表や海外機関との研究交流など、教員の研究活動を支援する事業を設けている。

#### (3) 共同研究事業及び看護実践研究指導事業

本学の理念である、看護サービスの質向上に広く貢献できる人材の育成と実践性・応用性の高い看護学の確立を実現することを目的に、看護研究センターの事業に「共同研究事業」及び「看護実践研究指導事業」を設け全学的に取り組んでいる。「共同研究事業」では本学教員と県内看護職が協働して看護実践現場の課題について研究しており、「看護実践研究指導事業」では県内看護職が大学の知的資源を活用して自己研鑽・看護改善ができることを目的としている。

両事業は毎年 4 月に全教員を対象に活動計画を募集し、5 月の看護研究センター会議及び看護研究センター運営委員会における応募書類の審査を経て各活動に予算が配分される。また、看護研究センター会議において定期的に各活動の進捗状況と予算の執行状況を確認するとともに、年度末の看護研究センター会議及び看護研究センター運営委員会において 1 年間の活動実績と予算執行状況を確認している。

自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
大学設置基準		
①	<p><b>第四十条の三（教育研究環境の整備）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学法人岐阜県立看護大学会計規程</li> <li>・ 岐阜県立看護大学 Web サイト               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標・計画・評価</li> <li>・ 財務情報</li> <li>・ 国際学術交流</li> <li>・ 共同研究報告書</li> <li>・ 看護実践研究指導事業報告書</li> </ul> </li> <li>・ 公立大学法人岐阜県立看護大学第3次中期維持修繕計画</li> <li>・ 実習室備品更新計画</li> </ul>
大学院設置基準		
②	<p><b>第二十二條の三（教育研究環境の整備）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	(同上)

# ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1 ICT環境の整備 関係法令:①

本学では、マルチメディア機器やソフトウェアの導入、学内LANの構築など充実したICT環境を整備している。教職員には1人1台の専用パソコンを、学生用にはマルチメディア教室54台、学生自習室14台、大学院生研究室33台の共用パソコンを配備している。また、マルチメディア教室の開放、無線LANの整備により、学生の主体的な学修を促進する環境を整えている。学内にはヘルプデスクが常駐しており、情報機器を利用した学修をサポートする体制も確立している。

看護学研究科では、遠方から通学する学生への学修環境整備を目的に、2018年度から遠隔教育システム検討会を立ち上げ、遠隔教育システム(モニター・PC・カメラ等)を導入した。2020年度には学長の下に遠隔教育システム運用・管理チームを設置し、岐阜県看護師等養成所環境整備費補助金を活用して、全学的な遠隔教育体制を整備した。ICT環境整備に関わる今後の方針は経営戦略会議において検討していくこととしている。

情報セキュリティ対策としては、情報セキュリティポリシーを定めるとともに、教職員及び学生に対する研修等を実施して、セキュリティ意識の向上に努めている。

### 2 学生支援 関係法令:②③④

#### (1) 1・2年次生への定期面談

学生生活委員会と学生相談教員部会が協働して、毎年1・2年次全員を対象に個別面談を実施し、学生生活の現状把握と問題解決を促すための助言を行っている。面接結果は学生のプライバシーに配慮してまとめ、教員会議で報告すると共に、学年全体として対応すべき問題の有無を学生生活委員会で検討している。また、継続支援や専門的な支援が必要な学生を把握した場合は、面接担当者から学生相談教員部会長に報告・検討し、それを学生生活委員長に連絡・相談することで、必要な個別支援が継続できるようにしている。

#### (2) 感染症予防の対策

看護学部では、臨地実習における看護対象者への感染防止、並びに学生への感染防止のため、必要なワクチン接種や検査を受診するよう指導している。小児感染症(麻疹、流行性耳下腺炎等)については、予防接種や抗体価の報告書を入学式当日に提出してもらっている。また、B型肝炎抗原抗体価検査とワクチン接種、抗体価の提出が必要な施設で実習する学

生の小児感染症抗体価検査、検便については、大学が予算措置して実施を促し、学生個々の予防接種状況と抗原抗体価検査の結果は、健康管理室にて集約・管理している。学校感染症については、ポータルサイトや学生相談教員からのメール配信、掲示等で感染予防を呼び掛けている。

#### (3) 健康問題を抱える学生への支援

日常的な相談支援は、学生相談教員部会の教員、その他の教員、健康管理室保健師(以下、保健師)が対応し、非常勤カウンセラーによる相談も月3日程度実施している。授業等において配慮が必要な場合は、学生生活委員長・教務委員長で対応を検討した後、保健師、学部長・学長を含む関係教職員と情報を共有し、機動的な個別対応を実施している。今後は、障害者差別解消法に基づく対応要領を策定する予定である。

カウンセリング日程の周知は学生便覧やポータルサイトで行う。予約はポータルサイトから行うことができ、プライバシーが厳守される仕組みになっている。カウンセリングがうまく活用されるよう、入学後早期の1年次生を対象に非常勤カウンセラーによるセミナーを開催している。また、対応する教員や保健師をサポートするため、精神科顧問医との相談会を年3~4回開催している。相談会には、学長、学部長、学生生活委員長、学生相談教員部会長、保健師が参加し、学生への対応方法について顧問医からの助言を得ながら、支援方針を共有している。

#### (4) 経済的支援

奨学金については、申請時期に合わせ、ポータルサイトや学年別ガイダンスで周知を図り、4月・10月には説明会を実施している。医療機関の奨学金は将来の選択肢を狭める可能性もあるため、慎重な検討を促し、学生生活委員長・学生相談教員部会長が相談対応している。2023年度の奨学金利用者数は、国による高等教育の修学支援新制度34名、日本学生支援機構奨学生106名であり、増加傾向にある。

#### (5) 大学院生との懇談会

博士前期課程の2・3年次生を対象に4月に懇談会を開催し、修学上の課題や学修環境について確認している。懇談会には研究科委員会の全教員と学務課担当者が参加し、学生の状況や困りごと、要望の把握に努めている。懇談会での意見から院生室のPCやプリンタの整備、図書館の利用方法等の改善を図っている。

自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<b>ICT環境の整備</b> 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	・公立大学法人岐阜県立看護大学情報セキュリティポリシー
②	<b>学生支援</b> 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	・岐阜県立看護大学学生生活委員会規程 ・岐阜県立看護大学学生生活委員会学生相談教員部会規程 ・自己点検評価報告書 p.100-109「学生生活委員会」 ・自己点検評価報告書 p.190-192「大学院研究科委員会学生生活の支援」
③	<b>学生支援</b> 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	
④	<b>学生支援</b> 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・岐阜県立看護大学Webサイト ・奨学金・減免制度 ・自己点検評価報告書 p.100-109「学生生活委員会」
⑤	<b>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善</b> 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	(該当なし)



## Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

## 1) 自己分析活動の状況

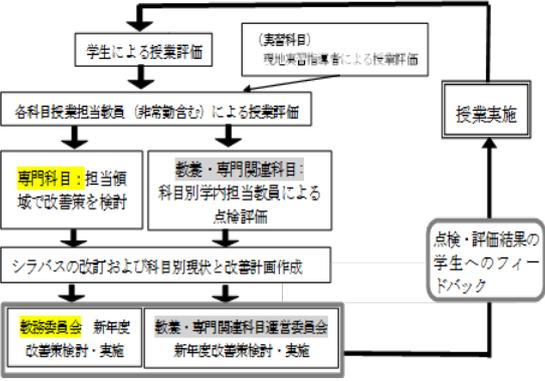
<p><b>1. 自己分析活動の方針及び体制</b></p> <p>本学は、恒常的に教育研究の維持向上を図り、目的や使命を達成するために、教職協働の下に、教育研究活動その他の大学の諸活動の状況について、自ら点検・評価し、その結果を踏まえて質の保証を行うとともに、改善・充実に向けた取り組みを行うとする内部質保証に関する方針を 2023 年度に策定し、全学的に共有した。この方針は、従来から本学において実施されていた内部質保証のための活動を教職員レベル、大学内各組織レベル、全学レベルに体系的に整理し、PDCA サイクルを円滑に効果的に回すことを意図している。大学は、常任委員会として自己点検評価委員会を設置し、本委員会が自己点検評価を中核となって実施する。自己点検評価委員会は、大学内各組織レベルの自己点検評価結果をもとに全学の視点から改善に向けて指示・助言することとしている。構成員は、学長が委員長となり、学部長、研究科長、図書館長、看護研究センター長、学務研究部長、その他学長が指名する者である。</p> <p><b>2. 分析活動として取り上げた5つの具体的取組み</b></p> <p>本学が教育研究の水準の向上に資するために実施している内部質保証の取組みのうち、本学において特に重要であると考える活動を5つ取り上げる。</p> <p>第一の取組み「学習成果の把握と教育の改善」は、学士課程卒業時の看護実践能力を担保するために教務委員会が中心となり、全学的に数年試行後、修正を加えて策定した「卒業時の看護実践能力の到達目標(以下、卒業時到達目標)」を使って、4年次の授業(看護学統合演習)において到達度を評価し、その結果を教務委員会が集約後、学習成果を授業責任教員と分析しており、段階的到達目標策定に発展する等の教育改善に繋がっている。</p> <p>第二の取組み「学生・教員による授業評価、教養科目に関する調査を活用した授業改善」は、開学当初から教務委員会が中心となって方法を改善しながら継続してきた授業科目毎に実施する学生による授業評価とこの結果を踏まえた授業担</p>	<p>当教員による授業評価、非常勤講師が多い教養・専門関連科目については、教養・専門関連科目運営委員会が中心となって学内担当教員による科目報告書及び卒業時に実施する教養科目に関する調査結果を分析して、各授業科目の見直しと改善を図っている。</p> <p>第三の取組み「学修を促進するための環境整備」は、教務委員会が中心となって実施する1年次生を対象としたグループワーク(学修に関するガイダンス)、学生生活委員会が中心となって実施する2年次生を対象とした個別面接、両委員会が実施する全学生を対象とした学生生活実態調査、博士前期課程は、研究科委員会が年度当初に学年別に実施する教員と学生との懇談会により、学生生活実態を把握・分析して学修環境を改善している。</p> <p>第四の取組み「教員の研究活動促進に向けた取組み」は、研修会の開催、科研費採択実績、研究成果の公表実績及び県内看護職者との共同研究実績を分析し、研究活動の促進の視点から評価し、今後の方策をつくるものである。</p> <p>第五の取組み「教員の教育研究能力の向上」は、岐阜県立看護大学が求める教員像で示す能力の向上を図るため、FD委員会が中心となり、各種研修会の実績を毎年度分析するとともに、看護系大学教員として求められる能力との関連を確認して、体系的な能力開発となるよう計画を策定している。また、教員評価委員会は、教員個々人が、毎年度、教育・研究・地域貢献・大学運営について自己点検した後、上位の職位の教員との面接を通じて評価する教員評価制度を運用し能力向上を図っている。</p> <p>以上の取組みから、教員ひとり一人の自己点検評価が基盤となって、教授会の下各種委員会や研究科委員会等の大学内各組織が中心となり、点検・評価を実施し、改善・改革に向けた取組みをつくるサイクルが定着していると言える。また、これらは、自己点検評価委員会で共有・検討されており、内部質保証システムが機能している。今後もさらなる質の向上に努めていきたい。</p>
---	--

## 2) 自己分析活動の取組み(目次) ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	学習成果の把握と教育の改善【学習成果】	37
2	学生・教員による授業評価、教養科目に関する調査を活用した授業改善	38
3	学修を促進するための環境整備	39
4	教員の研究活動促進に向けた取組み	40
5	教員の教育研究能力の向上	41

### 3) 自己分析活動の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	学習成果の把握と教育の改善【学習成果】
<b>分析の背景</b>	<p>「岐阜県立看護大学 学士課程卒業時の看護実践能力の到達目標」(以下、卒業時到達目標)は4つの専門領域の卒業研究Ⅰ・卒業研究Ⅱの目的・目標を集約し 2008 年に策定した。なお、ディプロマポリシー(以下、DP)は、2015 年に本学の教育目標を基盤とし、卒業時到達目標との整合性を図って策定している。</p> <p>「看護学統合演習」は個々の学生が看護職としての基礎能力を修得していることを保証する科目として 2012 年に新設した。7セメスター開講の卒業研究Ⅰ、8セメスター開講の卒業研究Ⅱと並行して開講しており、個々の学生は卒業研究Ⅰを終える時期に卒業時到達目標に照らして学修到達状況を自己評価し、卒業時まで強化すべき課題を明確にして、主体的に学修を深める。さらに、卒業研究Ⅱを終える時期に再度、自己評価を行い、学士課程での自らの学修と成果を明確にする。教員は面談によって、学修到達状況の自己評価及び課題の明確化、自己学修計画作成、学修と成果の言語化を支援している。</p>
<b>分析の内容</b>	<p><b>1. 毎年の卒業時到達目標の到達度の把握と共有</b></p> <p>卒業時到達目標に対する学生の自己評価の結果は、毎年、教務委員会で全履修者の自己評価を集計し、年度末に開催される拡大自己点検評価委員会で報告している。また、学長、学部長が参加する「看護学統合演習」責任者会議では前年度の学生の自己評価及び授業評価の結果から科目の課題と改善策を検討している。学生の自己評価結果の例年の傾向としては、卒業研究Ⅰの終了時においては「9.家族単位に援助する意義を理解し、方法を多様に考え工夫する」「14.社会資源の現状を把握し、対象のヘルスケアニーズに即した社会資源の活用を検討する」「16.対象に必要なケアを提供する人々によって構成されるケアチームの一員としてケアを実施する」「17.住民と共同する意義と方法を理解する」などの項目で「C.今後努力する必要がある」と評価する学生が多いが、卒業研究Ⅱの終了時では9割以上の学生が「A.一人でできている」と自己評価している。</p> <p><b>2. 教員間での到達度の共有と教育方法の検討からあきらかになった段階的到達目標の必要性</b></p> <p>2015年にDPを策定し、2016年と2017年にDPと教育活動との関連を考えることを目的としたFD研修会を開催した。2017年の研修会では、卒業時到達目標に対する学生の自己評価結果の集計を学内専任教員全員で確認し、本学の学生の特徴をとらえた教育の工夫についてグループ討議を行った。討議で出された意見から、卒業時までにはほとんどの学生が卒業時到達目標を達成しているが、臨地実習前の1・2年次では学修とDPとの関連を学生がイメージできず、主体的な学修を進められていないと感じている教員が多いことがわかり、臨地実習前の4セメスター修了時到達目標の策定の必要性があきらかになった。</p> <p><b>3. 4セメスター修了時の到達目標の策定と達成状況の全学的な共有</b></p> <p>教務委員会が中心となり、1～4セメスター開講の専門科目及び専門関連科目の学修内容と卒業時到達目標とを照合し、教員間の検討を重ね、4セメスター修了時到達目標を2020年度に策定した。同時に卒業時到達目標の見直しも行った。2021年度から学生便覧に卒業時到達目標及び4セメスター修了時到達目標を掲載し、各セメスター開始時の学年別ガイダンスにおいて教務委員から全学年の学生に説明している。特に3セメスター開始時のガイダンスでは、各自で自己評価に取り組めるよう、4セメスター修了時到達目標自己評価を記載できる記録用紙を学生に配布し、4セメスター終了時の領域別実習ガイダンスにおいても、自己評価に取り組むよう説明を行っている。また、2022年度には教員会議での報告に加え、各専門領域で「看護学統合演習」を担当しない教員も含めて卒業時の学生の到達状況を共有し、意見交換を行った。</p>
<b>自己評価</b>	<p>学士課程修了時に全学生が卒業時到達目標の達成状況を確認し、本学での学修とその成果を自覚できている。また、卒業時到達目標の達成状況を全学的に共有し、個々の教員の授業改善及び組織的なカリキュラムの見直しにつなげる仕組みが作られている。今後は、低学年時からの主体的な学修支援のために、4セメスター修了時到達目標の学生の理解を促進するとともに、教員への周知を徹底し、1～3年次においても到達目標とDPを理解し自己評価して学修を進められる仕組みづくりが課題である。</p>
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>看護学科卒業時の看護実践能力を担保するための教育の開発 (岐阜県立看護大学紀要)</u></li> <li>・ 4年次看護学統合演習要綱</li> <li>・ 4年次卒業研究Ⅰ・Ⅱ要綱</li> <li>・ 学生便覧 (p.12)</li> <li>・ 令和1～5年度看護学統合演習卒業時到達目標自己評価結果</li> </ul>

<b>タイトル (No. 2)</b>	学生・教員による授業評価、教養科目に関する調査を活用した授業改善
<b>分析の背景</b>	<p>学生・教員による授業評価は、開学以来実習科目を含む全科目で実施し、教育目標に沿った授業構築ができたか評価している。学生には、共に授業を創る立場として授業改善への建設的意見を求め、双方向での授業改善を目指している。授業評価結果は、学生の主体的な授業参加を強化するため、2011年度より学生にフィードバックしている。授業評価をもとに担当教員(教養科目・専門関連科目は各科目の学内担当教員)が「科目別現状と改善計画」を作成する。専門科目は教務委員会に、教養科目・専門関連科目は教養・専門関連科目運営委員会に報告し、各委員会は現状と課題、改善の方向性を確認する。また、教養・専門関連科目運営委員会は、教養・専門関連科目運営会議(年1回)を開催し、全教員で教養科目・専門関連科目の現状と課題を共有している。さらに、本学の教養教育の目標に基づく学修の現状評価・改善に向けて、2006年度より卒業前の4年次生を対象に教養科目に関する調査を実施している。</p>
<b>分析の内容</b>	<p><b>1. 学生・教員の双方向での授業評価の実施と授業改善のシステム化</b></p>  <p>授業評価の回収率が5割未満の科目(実習科目を除く)は、2020年度28.2%であった。2021年度前期よりWeb入力となり、回収率5割未満の科目は2021年度37.9%、2022年度39.6%であったため、入力時間確保等を教務委員会と教養・専門関連科目運営委員会で連携して呼びかけたが、2023年度は42.4%であった。また、教務委員会が策定した感染症による出席停止者への授業保障の方針により、教養・専門関連科目運営委員会は補講対応等の現状を委員会で確認し、学内担当教員が非常勤講師に対応した。専門科目は、各専門領域での授業改善の取組みを、自己点検評価委員会に報告・共有した。自己点検評価委員会は、各委員会、各領域の評価報告により、授業評価回収率の改善、コロナ禍の授業保障等の現状を評価し、改善課題として学内に提起した。</p> <p><b>2. 教養・専門関連科目運営会議(全教員参加)による授業改善への学内教員の積極的参加</b></p> <p>教養科目・専門関連科目は、開講科目67科目のうち非常勤講師担当科目が53科目と多いが、各科目2名配置の学内担当教員が非常勤講師と協働して授業改善に取り組んでいる。全教員参加の教養・専門関連科目運営会議では、2021・2022年度はCOVID-19感染防止対応による遠隔教育システムを活用した授業の現状・課題や学生による授業評価回収率の向上の工夫、2023年度は対面授業移行の現状・課題等を共有した。</p> <p><b>3. 卒業時の4年次生への「教養科目に関する調査」を基にした授業改善の現状</b></p> <p>調査は教養科目の満足度、学びが役立っていると思う点や改善点などについてで、過去5年の回収率の平均は90.6%である。教養科目の学修への満足度は過去5年の平均値で76.2%である。教養教育は学生の主体的な選択を期待し高次セメスターに選択科目を配置しているが、国家試験受験準備等の兼ね合いにより履修への負担感がある学生が一定数あり課題となっていた。2018年度の法人の年度計画において履修方法の見直しが挙げられたことから、教務委員会と教養・専門関連科目運営委員会委員によるワーキングチームが設置され、本学の教養教育の目標を踏まえた教養選択科目のあり方を検討した。2020年度の法人の年度計画に基づき、2021年度に「世界の文化と言葉Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「グローバル市民社会とSDGs」を4年次から1年次の開講に移行し、2023年度で移行が完了した。移行期間中に当該科目を履修した1年次生は概ね楽しいと評価していたが、4年次生は余裕のない時期から試験対応への変えへの意見が複数あった。2023年度調査では、開講時期の移行に肯定的な意見が複数あったため、次年度以降、科目選択や履修状況を確認する。</p>
<b>自己評価</b>	<p>授業評価による授業改善活動は、学生、担当教員、専門領域、教務委員会及び教養・専門関連科目運営委員会において実施され、システムとして機能している。また、教養科目に関する調査結果からの課題は総合的に判断され、法人の年度計画に反映されている。それを受け、教務委員会及び教養専門関連科目運営委員会が連携して本学の教養教育の目標を踏まえた教養選択科目の教育の具体的な改善につなぐことができている。課題として、授業評価の回収率向上を図り、双方向での授業評価改善活動を維持・向上する必要がある。</p>
<b>関連資料</b>	<p>・ <u>岐阜県立看護大学における教養教育の特性(岐阜県立看護大学紀要)</u></p>

<b>タイトル</b> (No. 3)	学修を促進するための環境整備
<b>分析の背景</b>	<p>本学カリキュラム上、臨地実習が始まる3年次からは教員との接点が増えるが、学内での授業が主となる1・2年次では教員と個別に接する機会が少なく、学生個々の状況把握や支援が難しい。そこで、1年次生を対象とした「学修に関するガイダンス」や1・2年次生を対象とした個別面接を実施している。また全学年対象の「学生生活実態調査」を実施し、学生の状況把握や意見に基づく学修環境整備に努めている。博士前期課程では2・3年次生の学生を対象として年度当初に懇談会を実施し、学修状況を確認している。</p>
<b>分析の内容</b>	<p><b>1. 1年次生学修に関するガイダンス</b></p> <p>学修に関するガイダンスは入学早期に学修への動機づけを高め主体的な学修に向けた姿勢を作ることを目的に、教務委員会で企画・実施している。2023年度は5/31～6/2に、学生5名と教員1～2名でグループを組み、4年間で学びたいことや入学から2か月間の学修について意見交換を行った。グループワーク後のアンケートからは、互いの状況を知ることによる仲間意識の芽生えや、学習意欲の向上等がうかがえた。</p> <p><b>2. 1年次生及び2年次生の個別面接</b></p> <p>学生生活委員会・学生相談教員部会では、大学生活への適応の支援として6月に1年次生の個別面接を、進級(実習や進路等)を控えての不安等を把握し支援することを目的に、11月下旬から12月にかけて2年次生の個別面接を実施している。面接結果は個人情報に配慮してまとめ、学生生活委員会・学生相談教員部会での確認後、全教員に報告している。大半の学生は健康状態や学習状況に大きな問題は抱えておらず、教員の助言で対応できている。2年次生は複数の授業で課題が提示されるため、取り組む課題が多いと感じている傾向がある。プロジェクターの映りが悪い等授業に関する意見については、教務委員会や事務局とともに対応を検討している。</p> <p><b>3. 学生生活実態調査</b></p> <p>学生生活実態調査は教務委員会と学生生活委員会が中心となり、全学生を対象に2～3年毎に実施している。調査にあたっては、実施と改善に関して両委員会で活動方針に挙げ、自己点検評価を実施している。調査で把握した改善が必要な事項は学部長・事務局・関連委員会も含めて対応を検討し、これまで学習場所の確保(学生自習室を2010年に設置)や掲示板を見やすくする等改善している。調査結果は改善策も含めて冊子にし、全学生・教員に配付している。8回目となる調査は2022年度に実施した。自己学修環境として整備している学生自習室及び実習室の使用状況の経年変化を表に示す。2022年度はコロナ禍による三密回避の対策やオンラインの学習教材活用もあってか使用者が減少しているが、学生自習室についてはPC環境の整備等を行い、2013年度調査時の使用者59.2%と比べると使用者が増えている。実習室も自己学習促進に向け備品マップの作成や予約方法等の改善を行い、7割以上が使用している。また、学生の要望に応じて掲示板からポータルサイトへの移行を進め、2022年度調査で追加した質問項目であるポータルサイトの確認の有無では、84.9%の学生がポータルサイトを確認している。</p> <p><b>4. 博士前期課程学生との懇談会</b></p> <p>職場在籍のまま修学していることから多様な課題があると考えられる博士前期課程の学生に対しては、研究科の教員と2年次生及び3年次生との懇談会を4月に実施し、学生の学修状況や要望を確認している。要望に対しては研究科委員会で検討し、対応策を学生への配信や指導教員を通して伝えている。2023年度は、提出物やプリンタ等の機器トラブルに関する要望に対応した。</p>
<b>自己評価</b>	<p>ガイダンスや個別面接を通して教員と関わる機会を設けることで、個々の学生の状況を把握し対応できている。学生自習室や実習室の使用等学修環境整備に関しては、定期的に学生生活実態調査を実施し状況を把握することで改善につなげると共に、改善事項についても新たに質問項目に加え、状況を把握できている。博士前期課程は懇談会の実施により学生の状況に応じた改善ができている。</p>
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">岐阜県立看護大学教務委員会規程</a> ・ 令和5年度1年次生学修に関するガイダンス報告</li> <li>・ <a href="#">岐阜県立看護大学学生生活委員会規程</a> ・ <a href="#">自己点検評価報告書 p.110-113「学生相談教員部会」</a></li> <li>・ <a href="#">学生生活実態調査報告書</a> ・ <a href="#">自己点検評価報告書 p.190-192「大学院研究科委員会学生生活の支援」</a></li> </ul>

<b>タイトル (No. 4)</b>	教員の研究活動促進に向けた取組み																																																																																																																
<b>分析の背景</b>	<p>研究活動の方針は、経営戦略会議が策定する中期計画・年度計画に示されており、全学で共有している。研究活動促進に向けた取組みとして、FD 委員会主催による研修会の開催、科研費採択に向けた科研費補助金申請支援チームによる研究計画書のレビュー、看護研究センター（以下、センター）が主導する研究費助成事業として県内看護職者との共同研究事業を実施している。FD 委員会及び科研費補助金申請支援チームには、学長、学部長、研究科長が構成員として参画している。研修会の開催実績、科研費研究計画書のレビューの実績、科研費採択実績、共同研究の実績、研究成果の公表実績から研究活動促進に向けた取組みを分析した。</p>																																																																																																																
<b>分析の内容</b>	<p><b>1. 研修会の開催実績</b></p> <p>FD 委員会を中心となり、外部研究資金応募に向けた研修会と共同研究のあり方・方法を検討する研修会を実施してきた。前者は、各領域責任教授を中心とした相談支援に加えて教員間で具体的な検討ができることをねらいとして 2009 年度から開始した。2016 年度からは、応募が少なかった若手教員の応募を促す意図から、科研費に限定せず外部研究資金応募に向けた研修会とした。後者は、県内看護職との共同研究の発展に向けて、センターとの共同で開催してきた。</p> <p>表 研修会の開催実績</p> <table border="1" data-bbox="292 768 1396 1030"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実績</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016</td> <td>「共同研究の今後の発展とあり方を考える」と題して、意義を確認してあり方を小人数グループで話し合った。</td> <td>45 名</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>外部研究資金応募を検討している研究計画を素材として、研究の発想(アイデア)から計画書を作成する方法について研究課題ごとに小人数グループで話し合った。</td> <td>希望者 23 名</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>「共同研究事業の課題を解決するための具体的方策を考える研修会」と題して、小人数グループで話し合った。</td> <td>希望者 21 名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2021</td> <td>「外部研究資金のいろは」と題して申請の目的・申請書の書き方等について、前学長を講師として開催した。</td> <td>45 名</td> </tr> <tr> <td>「看護実践現場の変化を踏まえた実践現場との協働活動の展開」と題して、共同研究等の展開方法について小人数グループで話し合った。</td> <td>希望者 30 名</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>「科研費申請へのアプローチ-研究計画調書作成の基本-」を事務局科研費担当職員を講師として開催した。</td> <td>44 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>希望者 32 名</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 科研費研究計画書のレビューの実績</b></p> <p>科研費の 2020 年度の新規採択率が 16.7%と低率であったことから、学長の下に科研費補助金申請支援チームを組織し希望者に研究計画書のレビューを実施している。2020 年度 6 件、2021 年度 2 件、2022 年度 2 件実施。</p> <p>表 科学研究費補助金の申請件数と獲得実績</p> <table border="1" data-bbox="962 1093 1396 1294"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">申請数</th> <th colspan="5">採択数</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>採択率</th> <th>継続</th> <th>分担</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>16.7%</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>50.0%</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>20.0%</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>37.5%</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>80.0%</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3. 科研費採択実績</b></p> <p>2021 年度は新規採択率が 50%と上昇しているが、年度による差が大きい。新規申請数は 2021 年度以降、減少傾向にある。</p> <p><b>4. 共同研究の実績</b></p> <p>本学の使命である岐阜県内の看護の質の向上を目指し、センターが中核となって看護職との共同研究を全学的な取組みとして推進している。本事業は、応募型の研究費助成事業であり、毎年度当初にセンターにおいて、申請された研究計画を基準に沿って審査し、研究費を配分している。年度末には「共同研究報告と討論の会」を開催し、県内看護職のピアレビューを受けている。センターは共同研究者である看護職に自己点検評価を求めており「実践の評価ができ課題や問題点が明らかになった」等の意見を得ている。共同研究の件数は 15 件前後で推移しており、教員 1 人当たり 1.5 件程度に参画している。</p> <p>表 共同研究の件数及び参画教員数</p> <table border="1" data-bbox="1133 1373 1396 1552"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>参画教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>15</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>13</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>16</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>16</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>15</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5. 研究成果の公表実績</b></p> <p>研究成果の公表実績は毎年度自己点検評価委員会で共有している。学会発表はコロナ禍の 2020～2022 年度は減少しているが、2023 年度は回復した。著書・学術論文等は毎年度コンスタントに公表されている。</p> <p>表 研究成果の公表実績</p> <table border="1" data-bbox="1090 1597 1396 1776"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>著書</th> <th>学術論文</th> <th>学会発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>13</td> <td>28</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>7</td> <td>32</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>17</td> <td>27</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実績	参加者数	2016	「共同研究の今後の発展とあり方を考える」と題して、意義を確認してあり方を小人数グループで話し合った。	45 名	2018	外部研究資金応募を検討している研究計画を素材として、研究の発想(アイデア)から計画書を作成する方法について研究課題ごとに小人数グループで話し合った。	希望者 23 名	2019	「共同研究事業の課題を解決するための具体的方策を考える研修会」と題して、小人数グループで話し合った。	希望者 21 名	2021	「外部研究資金のいろは」と題して申請の目的・申請書の書き方等について、前学長を講師として開催した。	45 名	「看護実践現場の変化を踏まえた実践現場との協働活動の展開」と題して、共同研究等の展開方法について小人数グループで話し合った。	希望者 30 名	2022	「科研費申請へのアプローチ-研究計画調書作成の基本-」を事務局科研費担当職員を講師として開催した。	44 名			希望者 32 名	年度	申請数	採択数					新規	採択率	継続	分担	合計	2020	6	1	16.7%	10	8	19	2021	14	7	50.0%	8	11	26	2022	10	2	20.0%	10	11	23	2023	8	3	37.5%	10	8	21	2024	5	4	80.0%	9	6	19	年度	件数	参画教員数	2019	15	81	2020	13	73	2021	16	84	2022	16	89	2023	15	76	年度	著書	学術論文	学会発表	2019	13	28	40	2020	7	32	15	2021	17	27	24	2022	8	20	19	2023	8	15	30
年度	実績	参加者数																																																																																																															
2016	「共同研究の今後の発展とあり方を考える」と題して、意義を確認してあり方を小人数グループで話し合った。	45 名																																																																																																															
2018	外部研究資金応募を検討している研究計画を素材として、研究の発想(アイデア)から計画書を作成する方法について研究課題ごとに小人数グループで話し合った。	希望者 23 名																																																																																																															
2019	「共同研究事業の課題を解決するための具体的方策を考える研修会」と題して、小人数グループで話し合った。	希望者 21 名																																																																																																															
2021	「外部研究資金のいろは」と題して申請の目的・申請書の書き方等について、前学長を講師として開催した。	45 名																																																																																																															
	「看護実践現場の変化を踏まえた実践現場との協働活動の展開」と題して、共同研究等の展開方法について小人数グループで話し合った。	希望者 30 名																																																																																																															
2022	「科研費申請へのアプローチ-研究計画調書作成の基本-」を事務局科研費担当職員を講師として開催した。	44 名																																																																																																															
		希望者 32 名																																																																																																															
年度	申請数	採択数																																																																																																															
		新規	採択率	継続	分担	合計																																																																																																											
2020	6	1	16.7%	10	8	19																																																																																																											
2021	14	7	50.0%	8	11	26																																																																																																											
2022	10	2	20.0%	10	11	23																																																																																																											
2023	8	3	37.5%	10	8	21																																																																																																											
2024	5	4	80.0%	9	6	19																																																																																																											
年度	件数	参画教員数																																																																																																															
2019	15	81																																																																																																															
2020	13	73																																																																																																															
2021	16	84																																																																																																															
2022	16	89																																																																																																															
2023	15	76																																																																																																															
年度	著書	学術論文	学会発表																																																																																																														
2019	13	28	40																																																																																																														
2020	7	32	15																																																																																																														
2021	17	27	24																																																																																																														
2022	8	20	19																																																																																																														
2023	8	15	30																																																																																																														
<b>自己評価</b>	<p>外部研究資金、特に科研費の採択に向けた取組みは工夫してきており採択率の向上には影響しているが、新規申請数の増加が課題である。共同研究は、毎年度センターの事業として予算を確保し研究に取り組みやすい環境を整備しているため、教員が積極的に参画し毎年刊行する報告書では看護実践を改善・改革する取組みの成果が確認できている。今後は、共同研究の成果を科研費の申請につなげて科研費の新規申請数の増加を図る等、研究活動を促進する取組みが必要である。</p>																																																																																																																
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 6 年度共同研究応募要領</li> <li>・ 令和 5 年度共同研究事業報告書</li> </ul>																																																																																																																

<b>タイトル</b> (No. 5)	教員の教育研究能力の向上																		
<b>分析の背景</b>	<p>「岐阜県立看護大学が求める教員像」で示す人材を確保し、その教育研究能力の向上を図るため、1.組織的なFD・SD活動、2.教員評価制度による自己点検評価、の仕組みを構築している。開学時よりFD委員会がFD活動の企画・運営に責任をもつ体制を整備し、大学教員としての個々の教育研究能力の開発を図るとともに、大学組織の一員として大学の理念と目標に合致した教育を行い、大学を継続的に発展させていくために必要となる能力の開発を目指している。2015年度からは教員評価制度を導入し、各教員が自らの活動を点検評価し、自らの資質向上と大学諸活動の一層の向上と活性化を図っている。</p>																		
<b>分析の内容</b>	<p><b>1. FD・SD活動</b></p> <p>年度当初にFD・SD活動の内容・方法に関して教員個人及び各種委員会等からの提案を募集し、それをもとにFD委員会が検討し、各種委員会等との共同企画を含めて年間計画を作成し実施している。加えて各対策会議等が必要な研修会を実施する。テーマによっては事務職員も含めた教職員対象の研修会とし、2022・2023年度は災害対策をテーマに実施した。大学院では、研究科委員会FD企画担当が各年度の活動方針・年間計画を決定し研究科独自の研修会を開催する。准教授も参加できるようにしている。これら研修会の実施においては、各研修会のテーマについて新たな考え方の提案や調査結果の報告等がなされるとともに、教職員個人が自ら考え、他領域・他職位の教員・職員との自由で豊かな意見交換を行う方法を重視している。実施後はアンケートにより参加者の学びや意見・感想を把握して評価を行うとともに、教員会議での結果報告、2年毎に作成・配付するFD活動の記録集により、他者の学びからも学ぶことやテーマとした全学的な課題について継続して考え県立の看護学の大学としてのあり方を主体的に考えることを促す体制をつくっている。全教員を対象とした研修会の過去5年間の参加率及び実施後アンケート回収率を表に示す。参加率、アンケート回収率ともに高く積極的・主体的な参加となっている。2016～2017年度には本学のFD・SD活動の全体像を把握し体系化するための検討を行った。アンケートで確認できた学びとFDマザーマップ®との照合を行い、看護系大学教員として求められる能力との関連を確認し体系的な能力開発につながるようにしている。「基盤」「教育」「研究」「社会貢献」「運営」の5項目で4年ごとに照合しているが概ね網羅できている。「教育」のうち入学者選抜に関する研修会を数年間未実施であったことが明らかとなり、2022年度に実施した。これら全学的な取組みに加え各領域等においても、各領域の専門性や役割に則して所属する教員の教育研究能力向上の点から課題となっている事項を取り上げFDを実施している。実施結果は毎年度の自己点検評価報告書にて報告されている。</p> <table border="1" data-bbox="368 1021 820 1223"> <caption>表 FD研修会参加率・実施後アンケート回収率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平均参加率</th> <th>平均回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年度</td> <td>92.2%</td> <td>70.3%</td> </tr> <tr> <td>2020年度</td> <td>82.3%</td> <td>81.3%</td> </tr> <tr> <td>2021年度</td> <td>92.9%</td> <td>91.8%</td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>82.9%</td> <td>78.7%</td> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>93.7%</td> <td>91.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 教員評価制度による教員個々の自己点検評価</b></p> <p>本取組みの主体は教員評価委員会である。教員評価実施要項に基づき、教員個人が教育・研究・社会貢献・大学運営の各分野の実績を整理した上で、教育・研究で大切にしていることを踏まえて自己点検評価を行い、次年度の目標を立て、職位が上位である教員と面接を行う。それを踏まえて教員評価委員会が評価結果を通知するという組織的な仕組みを整備している。各教員は自己評価結果や面接時のフィードバックを参考に次年度の計画を具体化して1年間業務に取り組み、次年度末には立案した目標に対する自己評価を行うというサイクルを繰り返し自己の能力向上に主体的に取り組み仕組みができています。</p>	年度	平均参加率	平均回収率	2019年度	92.2%	70.3%	2020年度	82.3%	81.3%	2021年度	92.9%	91.8%	2022年度	82.9%	78.7%	2023年度	93.7%	91.3%
年度	平均参加率	平均回収率																	
2019年度	92.2%	70.3%																	
2020年度	82.3%	81.3%																	
2021年度	92.9%	91.8%																	
2022年度	82.9%	78.7%																	
2023年度	93.7%	91.3%																	
<b>自己評価</b>	<p>FD・SD活動は、FD委員会が中心となり、看護系大学教員に必要な能力の獲得・向上につながっているかの観点からFDマザーマップ®を活用して点検評価することにより、全5項目を網羅したFD・SD活動ができています。FD委員会の行う評価は研修会直後のアンケートによるものであり、実際に能力が向上しているかという点からの成果把握・分析はできていないが、FD・SDを含む諸活動を通じた教育研究能力の高まりは、個々の教員が自己評価により明確にすることが重要であると考え、教員評価時の面接で自己評価結果を確認する仕組みを整えている。教員評価制度は、教員個々が自己点検評価を行い大学教員としての能力向上に取り組み仕組みとして機能している。以上より、教員評価制度とFD・SD活動が連動した教員の教育研究能力向上に向けた組織的なシステムは機能していると評価でき、今後も継続していく必要がある。</p>																		
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県立看護大学のFD活動の記録第11集</li> <li>・岐阜県立看護大学教員評価実施要綱</li> <li>・岐阜県立看護大学が求める教員像 ・自己点検評価報告書 p.114-121「教育能力開発委員会」</li> </ul>																		



### Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

## 1) 特色ある教育研究の状況

### 1. 理念に基づく教育研究の取組み

本学では、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者を育成することを追求しており、特に、看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点を置いた人材育成を目指している。それは、看護学部においても大学院看護学研究科においても共通した理念であり、本学の教育内容に広く深く反映されている。また、県立大学であることを踏まえて、岐阜県下の看護職と共に、現地に出向いて共同研究等を推進し、看護実践の改善・充実に努めてきた。このような看護実践に基盤をおく研究（以下、看護実践研究）を積み重ねて、本学の教育研究活動の発展を目指してきた。

右図は、大学の活動と看護実践研究の位置づけを示している。看護学部の卒業研究は、学生にとっては看護実践研究の初めての経験である。博士前期課程の学生が行う看護実践研究は、同僚や上司も参加した実践現場の看護の質向上の取組みである。博士後期課程では、看護実践現場における研究活動を指導できる人材の育成を目指す。共同研究事業、看護実践研究指導事業も看護実践研究の考え方に基づいて実施している。

### 2. 特色ある教育研究の具体的な取組み

本学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みのうち、本学において特に重要であると考えられる活動を5つ取り上げる。

第一の取組み「卒業研究-看護学基礎教育における看護実践研究の基盤づくり-」は、臨地実習を通じて看護実践上の課題を見出し、課題解決の取組みを実践・評価し、その過程を報告書にまとめるものであり、全専門領域で実施している。

第二の取組み「博士前期課程における看護実践研究の方法及び研究指導方法の開発」は、研究科委員会として、博士前期課程の特別研究（専門看護師コースは課題研究）指導を通じて、看護実践研究の方法や指導方法を開発してきた過程と

成果を示している。

第三の取組み「看護研究センターにおける卒業生・修了者支援」は、県内の看護の質の向上を目指して、本学が看護職の生涯学習の拠点として実施している活動のうち、卒業生・修了者を対象としたものを整理した。

第四の取組み「共同研究事業-県全体を視野に入れた保健師の人材育成支援-」は、開学年度から継続実施してきた県内看護職との共同研究の実績のうち、継続年数が長く、県内保健師の現任教育の体系化と能力開発に繋がった一事例を取り上げて説明する。

第五の取組み「看護実践研究指導事業-県内の看護実践の質向上に向けた看護職者の人材育成-」は、県内看護職の自己研鑽や日常の業務改善ができることを目指して、研修会を中核的な方法として開学2年目から継続実施している事業であり、事例を挙げて説明する。

今後は、本学の特色ある教育研究の取組みをさらに伸展させ、看護の質の向上に貢献できるようにしていきたい。

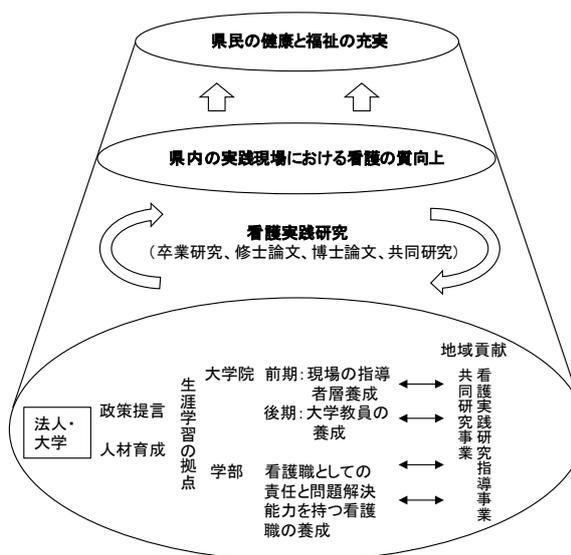


図 大学の活動と看護実践研究の位置づけ

## 2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	卒業研究－看護学基礎教育における看護実践研究の基盤づくり－	45
2	博士前期課程における看護実践研究の方法及び研究指導方法の開発	46
3	看護研究センターにおける卒業生・修了者支援	47
4	共同研究事業－県全体を視野に入れた保健師の人材育成支援－	48
5	看護実践研究指導事業－県内の看護実践の質向上に向けた看護職者の人材育成－	49

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	卒業研究－看護学基礎教育における看護実践研究の基盤づくり－
<b>取組の概要</b>	<p>本学の「卒業研究」は、卒業研究Ⅰ・卒業研究Ⅱから構成されており、学修の集大成と位置付けている授業科目である。特に、ディプロマ・ポリシーに挙げる「看護実践とその振り返りを重ねることを通して、看護学研究の意義を理解するとともに、看護実践の充実・改善と自己を成長させる取り組みができる」の能力は、卒業研究を通して身に付けることを意図している。学生は、看護学の4領域11グループから関心のある一つを選択する。7セメスターの卒業研究Ⅰにおいては、指導を受けながら臨地実習施設での看護実践を自立・自律して看護過程を展開する。これにより看護実践能力を高めるとともに追求すべき看護実践上の課題を見出す。8セメスターの卒業研究Ⅱでは、各自が見出した課題をもとに立案した研究計画に沿って看護実践を行い、その過程を振り返って研究報告書としてまとめる。卒業研究Ⅰの期間は4月中旬から7月初旬、卒業研究Ⅱは10月初旬から1月上旬に及ぶ。卒業研究Ⅰ・Ⅱともに基本的に同一施設で看護実践を行う中で、学生は実習施設の看護職者を含むスタッフとの関係を作りながらチームの一員として主体的に活動する。これらの構成・内容は1期生が4年次となった2003年度より継続している。なお、実習施設は、県内の病院等の医療施設、訪問看護ステーション、市町村保健センター、介護老人福祉施設等の福祉施設、小・中学校、事業所等である。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>卒業研究Ⅰ・Ⅱと並行して開講する統合科目「看護学統合演習」において、学生は卒業時到達目標に照らして学修到達状況を自己評価している。学生には卒業研究の担当教員及びそれ以外の教員が個別に関わり、面談を通じて学修到達状況の自己評価及び課題の明確化、自己学修計画作成、学修と成果の言語化を支援している。この方法は、看護学統合演習の試行期間である2008年度より継続している(科目の開始は2012年度)。25項目の卒業時到達目標のうち、卒業研究Ⅱと関係の深い3項目の自己評価では、「実習を通じて、看護実践上の課題を明らかにする」及び「看護実践を振り返ることは、よりよい看護実践と自分自身の看護専門職としての成長につながることを説明する」については100%近くの学生が、「自らの実践を通して、看護実践を充実・改善するための研究的取り組みについて説明する」は86.3%の学生が、一人でできていると自己評価している。</p> <p>2012・2013年度に、法人の年度計画に基づき、卒業研究の充実に向けて「卒業研究における学生の思考過程の確認」に取り組んだ。具体的には、卒業研究Ⅱを指導した教員が捉えている学生の状況と教員の指導内容を記載してもらい、教務委員会が集約し分析を行った。分析の結果、卒業研究Ⅱの研究的プロセスを通じて、各学生は自分自身が取り上げた看護実践上の課題について、自らの看護実践に基づき援助方法を追求していたことが確認できた。</p> <p>本学では、卒業生実態調査として3年おきに卒業後10年以上を迎える卒業生を対象に質問紙調査を行っており、2020年度に6～8期生を対象に実施した調査結果(回収率37%)から、卒業研究に関連する内容を抜粋する。現在の自分自身に影響している(活かされている)大学教育についての質問では、「卒業研究の体験による自信や支え」について、非常にそう思う、まあそう思うと回答した者の合計が74%であった。現在の仕事もしくは自分自身に役立った大学教育についての質問では、「卒業研究」について非常に役に立った、まあ役に立ったと回答した者の合計が84%であった。看護実践として実際に行っている(行った)内容についての質問では、「実践を通じて、看護実践上の課題を明らかにする」は非常にに行っている、まあ行っていると回答した者の合計が72%、同様に「看護実践を充実・改善するための研究に取り組む」は48%、「看護実践を振り返ることで、よりよい看護実践と自分自身の看護専門職としての成長につなげる」は71%であった。</p>
<b>自己評価</b>	<p>学生は、卒業研究において、看護実践から課題を見出し、研究的に取り組み、その取組みを振り返ることでよりよい看護実践につなげる体験ができています。さらに、多くの卒業生にとって、卒業研究による体験が自信や支えとなっており、現在の仕事もしくは自分自身に役立ったと感じていることが確認できた。以上のことから、卒業研究は、看護実践の充実・改善と自己を成長させる取り組みを行う基礎的能力を身に付ける学修となっていると評価する。</p> <p>一方、卒業生は、看護実践上の課題の明確化や看護の振り返りによる自己の成長は高い割合で実施しているが、実践現場での研究の実施には至っていない状況がうかがえる。今後の課題として、実践の中で研究に取り組む重要性に対する認識について、卒業研究の指導の中でさらに強化していく必要がある。</p>
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4年次卒業研究Ⅰ・Ⅱ要綱</li> <li>・ <a href="#">岐阜県立看護大学における看護学教育の特性 (岐阜県立看護大学紀要)</a></li> <li>・ <a href="#">学士課程教育の成果と卒業生が捉えている看護実践現場の課題 (岐阜県立看護大学紀要)</a></li> </ul>

<b>タイトル (No. 2)</b>	博士前期課程における看護実践研究の方法及び研究指導方法の開発
<b>取組の概要</b>	<p>大学院博士前期課程の学生は、就労を継続しながら学修し、特別研究(専門看護師コースは課題研究)では、所属組織における看護実践上の課題を解決するための研究に取り組む。この研究方法を看護実践研究としている。看護実践研究を遂行する能力は、博士前期課程のディプロマ・ポリシーの1「職場の看護実践の課題を明確にして、研究的かつ組織的に課題解決に取り組むことができる」に直結するものである。</p> <p>看護学研究科では、博士前期課程における日ごろの研究指導や自己点検評価活動、修了者調査の結果等を踏まえた FD 活動を実施し、看護学独自の研究方法として、看護実践研究の方法及び研究指導方法を開発し、学生への研究指導を充実させてきた。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>看護実践研究の方法及び研究指導方法については、日々の教育活動での各教員の経験と教育活動の自己点検評価結果をもとに研究科の FD 研修会において意見交換を重ね、その成果を本学紀要に論文報告することなどを通して明文化してきた。</p> <p>2006 年の博士前期課程開設時から継続して取り組み、2014 年には、本学紀要に看護実践研究を説明する論文報告、2015 年には、博士前期課程における看護実践研究の指導方法に関する論文報告を行った。2013 年からは特別研究・課題研究の 3 年間の指導の流れを明文化する作業を開始し、2015 年の論文報告では、1 年次の指導について報告し、その後、3 年間の指導の流れを完成させ、研究科委員会で共有した。また、修了者を中心に看護実践研究学会が設立された。</p> <p>看護実践研究による修士論文・博士論文を公表論文とすることが課題となっていたため、2023 年には公表論文作成時の確認事項を作成した。</p> <p>これらの取組みにより、看護実践研究の方法、博士前期課程 3 年間の看護実践研究の指導方法が明確になった。2022 年から開始された共同研究事業による研究の一つでは、博士前期課程修了者が現地側の主体となり、修了者が所属する施設の看護師が複数参加する看護実践研究が実施されている。より多くの看護職が、看護実践研究を通して、実践現場の課題解決に取り組む状況に発展し始めている。</p> <div data-bbox="395 1108 1292 1579" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 FD活動を介した看護実践研究及び研究指導方法の開発の仕組みと成果</p>
<b>自己評価</b>	<p>看護学研究科開設時からの継続した取組みにより、看護学独自の研究方法である看護実践研究の方法及び研究指導方法を開発することができた。看護実践現場は常に変化しており、現場の変化を踏まえながら特別研究・課題研究の 3 年間の指導の流れを今後も検討し、必要な修正を重ねていく必要がある。</p> <p>今後はさらに、修了者との協働活動を多様に充実させ、看護実践研究を通じた県内の実践現場における看護の質向上と人材育成の取組みを広げていく必要がある。</p>
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>看護実践研究の可能性と意義その 1 (岐阜県立看護大学紀要)</u></li> <li>・ <u>看護実践研究の可能性と意義その 2-岐阜県立看護大学博士前期課程における研究指導方法の追求-</u> <u>(岐阜県立看護大学紀要)</u></li> <li>・ <u>看護実践研究学会 Web サイト</u></li> <li>・ 修了時三者評価及び修了者調査結果</li> <li>・ 大学院学生便覧 (p. 8-11)</li> </ul>

<b>タイトル</b> (No. 3)	看護研究センターにおける卒業生・修了生支援
<b>取組の概要</b>	<p>本学は、岐阜県内の看護サービスの質の向上に寄与することや、看護職の生涯学習支援の拠点として機能を果たすことを理念としている。看護研究センター(以下、センター)は、大学と看護実践の場の連携を発展させ大学の教育研究活動の基盤を確立することを目的に開学(2000年)と同時に設置されており、センターが実施する事業の一つとして卒業生・修了生への生涯学習支援に関することが位置づけられている。</p>
<b>取組の成果</b>	<p><b>1. 新卒者及び卒業後2年目卒業生の交流会</b></p> <p>本学卒業生の新任期の職場定着と生涯学習支援を目的に、2007年度から新卒者交流会、2008年度から卒業後2年目卒業生交流会を毎年1回同日に開催している。開催時期は新任者が悩みを抱えやすい6月とし、新卒者交流会では就業間もない時期の体験や悩みを同期の卒業生や教員と語り合い、卒業後2年目卒業生交流会では就業から1年間の振り返りを通して自身の成長を感じられる機会にしている。両会合わせた参加人数は、2019年度までの対面開催では40人前後であったが、2020年以降はコロナ禍の影響によりオンライン開催に変更し3～15人と減少している。交流会実施後のアンケートには、毎回「悩みを共有できリフレッシュできた」といった意見や交流会継続の要望が記されており、新任期の卒業生にとって有意義な会になっている。また、2024年度は、参加者からの提案である卒業後2年目卒業生が新卒者へ経験を語る時間を設けることや対面実施を再開するなど、より多くの卒業生に参加してもらえるようにプログラムの充実を図っている。</p> <p><b>2. 卒業生を対象とした相談対応</b></p> <p>卒業生の就業上の悩みやキャリアアップ・大学院進学などの相談に対して、センターが窓口となって全教員の中から内容に適した教員を選出し、相談に対応する体制が整っている。相談者は例年5人前後であるが、全教員体制の下、相談者に適した助言や個別の状況に応じた細やかな支援ができています。</p> <p><b>3. 卒業生及び修了生と在学生との交流会</b></p> <p>2008年度から就職進路対策委員会とセンターの共同開催として、卒業後3～4年目程度の卒業生5人と修了生1人を招聘し、シンポジウムと職種別交流会を実施している。在学生には卒業後のキャリアを考える機会に、シンポジストとして参加する卒業生・修了生には在学生に向けて看護職としての経験を語ることを通じて自己評価し、看護専門職として成長意欲を高める機会となることを目的としている。さらに卒業生・修了生に対しては、大学が実施している卒業生・修了生支援について直接情報を提供する機会にしている。卒業生・修了生からは、日頃の看護活動を振り返り今後のキャリアを考える機会になった等の感想を得ている。</p> <p><b>4. 人材育成に関する意見交換会</b></p> <p>2011年度より卒業生が在職する県内医療機関から毎年2施設を選定し、卒業生・修了生と看護管理者及びセンター運営委員会委員が参加して、職場での卒業生・修了生の活動状況や大学への要望について意見交換をしている。大学が実施する卒業生・修了生支援や事業を紹介する機会とともに、卒業生・修了生の専門職としての成長や活動促進に必要な大学の支援について看護管理者から直接意見をj得る機会となっている。</p> <p><b>5. 専門看護師資格更新への支援</b></p> <p>センターの事業である「看護実践研究指導事業」を活用し、2021年度から専門看護師資格5年目更新に向けた研修会を年1回実施している。研修会は修了生からの要望を受けて専門看護師コース担当教員が実施しており、対象者は資格取得後1年～5年目までの本学の修了生である。参加者からは、自身の活動の意義を再確認するとともに、資格更新に向けて申請書類の的確な示し方が理解できた等の評価を得ている。</p> <p><b>6. 卒業生・修了生データベース</b></p> <p>就業・活動状況の把握、各種行事の案内送付、新たな支援企画の検討資料を得ること等を目的に、卒業生・修了生のデータを蓄積している。毎年秋に定期更新作業を実施し、2023年度は卒業生及び2017年度以降の修了生合わせて1,408名(送付先不明者等除く)に対して通知し、631名(44.8%)から回答を得ている。</p>
<b>自己評価</b>	<p>現在実施している各種支援は利用者・参加者から概ね良好な評価を得ており、特に「新卒者及び卒業後2年目卒業生交流会」は新任期特有の状況を把握して早期離職予防を図るとともに、卒業生が今後のキャリアを考える機会として効果を発揮していると評価する。参加者の減少に対しては、対面開催の再開やプログラムの充実を図る。一方、本学開学から24年が経過し、卒業生及び修了生の職位や活動の場は変化・多様化していることから、今後は卒業生・修了生データベースの分析結果や各種交流会等の参加者の意見から支援ニーズを的確に把握し、現状に即した卒業生・修了生支援を継続して提供する必要がある。</p>
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">岐阜県立看護大学看護研究センター設置規程</a> ・ <a href="#">自己点検評価報告書 p.48-58「看護研究センター」</a></li> <li>・ <a href="#">令和5年度卒業生への支援実施報告 - 新卒者・卒業後2年目交流会 -</a></li> <li>・ <a href="#">令和5年度看護実践研究指導事業報告書 p.19-22「専門看護師の看護実践の質向上を目指す研修会」</a></li> </ul>

<b>タイトル (No. 4)</b>	共同研究事業－県全体を視野に入れた保健師の人材育成支援－
<b>取組の概要</b>	<p>共同研究事業は、本学の理念「看護サービスの質向上に広く貢献できる人材を育成するとともに、岐阜県内の看護実践の場と連携して現場の課題の研究を行い、実践性・応用性の高い看護学の確立を行う」を実現するための基本的活動の一つで、現地看護職と教員が対等の立場で研究活動を行うことを通して、看護サービスの改善・質の向上をめざす事業である。本事業の企画・運営・評価は看護研究センターが担い、年度当初に学内から研究課題を公募し、応募要件に照らして研究計画を看護研究センター運営委員会に諮り、予算を含む研究計画が承認される仕組みになっている。研究成果は毎年度「共同研究報告と討論の会」を開催して報告している。また、現地看護職を含む共同研究者全員を対象に自己点検評価の調査を実施し、事業の改善を図っている。2023年度までの24年間の研究課題数の累計は514題、共同研究者となった現地看護職数は3,189人に上り、その所属施設は、病院・診療所、訪問看護ステーション、保健所・市町村、社会福祉施設、助産所、事業所など多様である。ここでは、岐阜県保健師と共同して取り組んでいる研究課題「保健師の実践能力の発展過程と現任教育のあり方」を一例として紹介する。</p> <p>教員は当初、岐阜県保健師現任教育担当部署の保健師(以下、担当保健師)からの協力要請に応える形で保健師研修に参画していた。その中で学士課程を卒業した保健師の増加を実感し、看護職の生涯学習支援を推進する大学の方針に基づき、教員側から、保健師の現任教育に大学教員が関与する必要性を担当保健師に申し入れた。その結果、2007年度からは共同研究事業に位置付けて研究活動として実施している。教員は、研修の実施主体である担当保健師の主体性を尊重し、大学として貢献できることは何かを意識しながら協働してきた。一連の取組みは、現状から課題を明確化し、課題解決のための方策立案・実施・評価といった看護実践研究の考え方を基盤に、保健師の実践活動や現任教育の現状から課題を整理して「研修」を企画・実施し、その評価をもとに次の「研修」を行うというプロセスにより進めている。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>2007～2012年度: 新任期にどのような保健師活動を体験し、どのように実践能力を高めているかを把握するため質問紙調査を行い、結果をもとに就業4ヶ月時点及び就業11ヶ月時点の実践能力到達目標(案)を作成した。案は共同研究報告と討論の会で発表した際の参加者からの意見、新任保健師の指導保健師からの意見聴取を経て再検討し、2010年度から「新任保健師の実践能力到達目標チェックシート(以下、新任期チェックシート)」として活用を開始した。現場の現任教育に新任期チェックシートを生かしてもらうため、2010・2011年度は新任保健師研修後に指導保健師と意見交換を行い、到達目標の表現の一部修正と目標達成に近づくための経験例の加筆などの修正を行った。</p> <p>2012～2018年度: 5年目保健師の現任教育の充実を図る必要性から、5年目保健師の看護実践の現状を把握するため質問紙調査と聞き取り調査を実施し、結果をもとに看護実践能力到達目標及び目標達成に近づくための経験例の試案を作成した。試案は5～6年目保健師への試行、並びに指導的立場の保健師の意見聴取を経て完成させ、2016年度から「5年目保健師の実践能力到達目標チェックシート」の活用を開始した。2017・2018年度には5～6年目保健師の指導担当保健師(以下、指導者)を対象に研修を実施し、研修で把握した指導者の意見から、指導者自身が健康課題の明確化に困難を感じていたり、5～6年目保健師への具体的な指導方法に課題を感じていることがわかった。</p> <p>これまでの取組みにより、新任期、中堅期の研修プログラムは確立し、現在は指導者層及び管理期の保健師を対象とした研修プログラムを検討しており、段階別の系統的な研修プログラムはおよそ作成できた。また、新任期及び5年目保健師のチェックシートを開発し、県・市町村の現場で実施できる指導方法を提示することで、岐阜県の保健師の実態に即した現任教育体制が構築されてきた。さらに、活動の積み重ねにより、担当保健師と教員が互いの役割を認識して協働できるようになり、築いてきた関係性が実習指導など学士課程教育の充実や、研究を通して捉えた現状や成果が教育研究活動に生かされる等の効果もみられる。</p>
<b>自己評価</b>	<p>担当保健師との共同研究として取り組むことで、県全体を視野に入れた保健師の人材育成支援への関与が可能になり、本学の理念「看護サービスの質向上に貢献できる人材育成」の実現に繋がっている。また、共同研究事業に位置付けたことで、担当保健師が異動しても、継続して現任教育の発展に取り組む体制が構築されたと考える。</p>
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>大学と県との連携による保健師の現任教育体制づくり(岐阜県立看護大学紀要)</u></li> <li>・ <u>令和4年度共同研究事業報告書p.30-33「保健師の実践能力の発展過程と現任教育のあり方」</u></li> <li>・ <u>令和5年度共同研究事業報告書p.45-62「自己点検評価結果」</u></li> <li>・ <u>令和6年度共同研究応募要領</u></li> </ul>

<b>タイトル</b> (No. 5)	看護実践研究指導事業－県内の看護実践の質向上に向けた看護職者の人材育成－
<b>取組の概要</b>	<p>           本学の看護実践研究指導事業は、大学の理念に基づく研修活動であり、2001年度から開始し23年間全学体制で取り組んでいる。県内の看護職が、自己の技術や実践方法の改善・充実にに向けた研究的取組みができることを目指し、主体的看護職育成のための研修を企画・実施している。研修方法には、教員が実践現場に向いて現状・課題を悉皆的に把握する個別面接研修後に集団研修で看護職と実践の実態を共有し、課題解決に向けた方策を創生する場合と、大学で開催する研修を通して自施設の課題を明確にし、主体的に課題解決の方法を創生し取組みにつなげる場合がある。同時に看護学部や大学院看護学研究科の教育研究環境の一層の充実を図り、本学で育成した人材の県内施設への就業と定着しやすい環境作りも目指している。         </p>
<b>取組の成果</b>	<p>           本事業では23年間で24課題の事業に取り組んでいる。2023年度は6課題の事業を実施し、担当教員数は24名であった。以下に複数年継続した事業課題を2題紹介する。         </p> <p> <b>1. 利用者ニーズを基盤とした入退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援(12年間継続)</b> </p> <div data-bbox="411 689 1182 958" style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">ベーシック研修 (2013～)</p> <p style="text-align: center;">県内全看護職者対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①入退院支援に関する講義(知識・技術の修得)</li> <li>②グループ討議(自施設の退院支援の現状・課題の明確化)</li> <li>③自部署の課題解決に向け取組む</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">フォローアップ研修 (2014～)</p> <p style="text-align: center;">ベーシック研修修了者対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自施設の課題解決に向けた取り組みの報告・さらなる課題の明確化(リフレクション)</li> <li>②事例検討(新たな知見の修得)</li> <li>③課題解決に向けた取組みの継続</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">アドバンス研修 (2016～)</p> <p style="text-align: center;">フォローアップ研修修了者対象(看護部長の推薦者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自身取組み事例の事例検討(リフレクション)</li> <li>②事例検討のファシリテート方法の修得</li> <li>③自部署で中核となり取組む</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">エキスパートミーティング (2020～)</p> <p style="text-align: center;">アドバンス研修修了者対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①研修後の取り組み報告・共有</li> <li>②今後の岐阜県における利用者ニーズを基盤とした入退院支援のあり方の検討</li> <li>③自施設で中核となり取組む</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </p> <p style="text-align: center;"> <b>研修修了者:1,134人 (2023年度末現在)</b>  <b>【内訳】</b>      ・ベーシック研修:682人      ・フォローアップ研修:324人      ・アドバンス研修:90人      ・エキスパートミーティング:36人   </p> <p style="text-align: center;"> <b>図：入退院支援教育プログラム</b> </p> <p>     当該事業は2012年度から12年間継続しており、大学での研修を活用し、各自で課題解決に向けて取り組む。具体的には、図に示したリフレクションを活用した4つの研修を含む「入退院支援教育プログラム」を施行し、入退院支援の質向上に向けて看護職の人材育成に取り組む。研修参加者はまずベーシック研修の講義を受講し、グループ討議で自施設の課題を明確にする。1年間以上課題解決に取り組んだ後、フォローアップ研修、アドバンス研修と段階的にリフレクションを行う中で、自身の退院支援力を向上させ、自部署で中核となって取り組める能力を修得する。2021年度に8年間の研修修了者と研修に派遣した看護部長を対象に質問紙調査を実施して本事業の成果の把握を行い、当該研修は看護部長の研修派遣の意図に沿い、医療機関の利用者ニーズを基盤とした入退院支援の質向上に繋がっていることを確認した。   </p> <p> <b>2. 看護の専門性を高めるマネジメント能力向上に向けた支援(7年間継続)</b> </p> <p>     当該事業では、2015年度から「看護の専門性を高めるマネジメント能力向上に向けた支援」として、看護管理者、中堅者、新任者を対象にした研修(ワークショップ)を実施してきた。2019～2021年度は地域包括ケア推進のためのマネジメント能力向上に焦点を当てて実施し、7年間の参加者総数は253名であった。2021年度は、これまでの実績からPDCAサイクルに基づく活動と経験学習をもとにした個別面接研修と集合研修による半年間の実践のプログラムとした。地域の中核病院及び関連施設の看護職者13名に個別面接研修を実施し、地域包括ケア推進のための課題の明確化、課題解決方法の検討後、集合研修1で個々の課題と行動計画の共有、集合研修2で実践計画の進捗報告と実践の振り返りを行った。研修後の質問紙調査結果から、各自が看護実践上の課題を明確にし、課題解決に向けた実践方法を検討・実施したことで、地域の看護職間の連携・協働が促進され、地域包括ケアシステム推進の一助になったことを確認した。   </p>
<b>自己評価</b>	<p>       入退院支援の質向上に関する事業では「入退院支援教育プログラム」に沿って実践とリフレクションを繰り返しながら段階を踏んで学修することで、自部署の入退院支援の課題解決に中核となり取り組む能力が修得できていた。地域包括ケアを推進するマネジメント能力向上の事業では、看護専門職として、自身のマネジメント能力向上に向けて課題解決に取り組む能力が修得できており、同時に地域の看護職者間の連携・協働の方策の創生にもつながっていた。以上より当該事業は、県内の看護職者の主体的学修による看護実践の改善・充実に貢献し、県内の看護実践の質向上に向けた人材育成を推進すると考える。     </p>
<b>関連資料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズを基盤とした入退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援(看護実践研究指導事業報告書)</li> <li>・地域包括ケアを推進するマネジメント能力向上のための研修(看護実践研究指導事業報告書)</li> <li>・県内看護職に研修機会を提供する岐阜県立看護大学「看護実践研究指導事業」の取り組み(岐阜県立看護大学紀要)</li> </ul>



認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項	記入欄										備考							
大学の名称	岐阜県立看護大学																	
学校本部の所在地	岐阜県羽島市江吉良町3047-1																	
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地							備考							
		看護学部看護学科	2000年4月1日	岐阜県羽島市江吉良町3047-1														
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地							備考							
		看護学研究科看護学専攻(博士前期課程) 看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)	2004年4月1日 2006年4月1日	同上														
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地							備考							
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地							備考								
学生募集停止中の学部・研究科等																		
教員組織	学士課程	専任教員等										備考						
		学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員		専任教員一人あたりの在籍学生数					
		看護学部看護学科	16人	9人	17人	17人	59人	12人	6人	0人	108人		5.4人					
		(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	7人	4人	—	—		—					
	計	16人	9人	17人	17人	59人	19人	10人	0人	108人	—							
学士課程(専門職学位等含む)	専任教員等										備考							
学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数
	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	—	—	—
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—
大学院課程	研究指導教員及び研究指導補助教員										備考							
	研究科・専攻等の名称	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手		非常勤教員						
	看護学研究科看護学専攻(博士前期)	15人	15人	7人	22人	6人	4人	6人	12人	0人		62人						
	看護学研究科看護学専攻(博士後期)	9人	9人	7人	16人	6人	4人	6人	12人	0人		2人						
計	24人	24人	14人	38人	12人	8人	12人	24人	0人	64人								
専門職学位課程	専任教員										備考							
	研究科・専攻等の名称	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	助手		非常勤教員						
		人	人	人	人	人	人	人	人	人		人						
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人						
校地等	区分	基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		備考						
	校舎敷地面積	—		66,622 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		66,622 m <sup>2</sup>								
	運動場用地	—		10,682 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		10,682 m <sup>2</sup>								
	校地面積計	3,200 m <sup>2</sup>		77,304 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		77,304 m <sup>2</sup>								
	その他	—		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>								

施設・設備等	区分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎面積計		4,562 m <sup>2</sup>	12,615 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	12,615 m <sup>2</sup>
校舎	教員研究室		室数				
	学部・研究科等の名称		室数				
	看護学部・看護学研究科		59 室				
等	区分		講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	岐阜県立看護大学		8 室	15 室	5 室	1 室	0 室
	-		- 室	- 室	- 室	- 室	- 室
	-		- 室	- 室	- 室	- 室	- 室
図書資料等	図書館等の名称		面積		閲覧座席数		
	岐阜県立看護大学図書館		1,038 m <sup>2</sup>		102 席		
	-		-		-		
	-		-		-		
	図書館等の名称		図書〔うち外国書〕		学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕
	岐阜県立看護大学図書館		87,772 [ 6,054 ] 冊		4,771 [ 2,374 ] 種		3,898 [ 2,250 ] 種
	-		-		-		-
計		87,772 [ 6,054 ] 冊		4,771 [ 2,374 ] 種		3,898 [ 2,250 ] 種	
体育館	面積						
	岐阜県立看護大学		1,427 m <sup>2</sup>				
-		-					

- [注]
- 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
  - 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
  - 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
  - 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
  - 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
  - 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
  - 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。  
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「一」としてください。
  - 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
  - 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
  - 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
  - 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
  - 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
    - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
    - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
    - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
    - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
  - 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
  - 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「-」としてください。
  - 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。  
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。  
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
  - 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
  - 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
  - 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
  - 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
  - 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
  - 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
  - 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	入学定員に対する平均比率	備考
看護学部	看護学科	志願者数	245	290	262	270	237	100%	
		合格者数	81	84	82	83	81		
		入学者数(A)	80	80	80	80	80		
		入学定員(B)	80	80	80	80	80		
		入学定員充足率(A/B)	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(C)	325	322	321	320	319		
		収容定員(D)	320	320	320	320	320		
	収容定員充足率(C/D)	102%	101%	100%	100%	100%			
	× × 学科	志願者数							
		合格者数							
		入学者数(E)							
		入学定員(F)							
		入学定員充足率(E/F)							
		在籍学生数(G)							
収容定員(H)									
収容定員充足率(G/H)									
看護学部合計	志願者数	245	290	262	270	237	100%		
	合格者数	81	84	82	83	81			
	入学者数(I)	80	80	80	80	80			
	入学定員(J)	80	80	80	80	80			
	入学定員充足率(I/J)	100%	100%	100%	100%	100%			
	在籍学生数(K)	325	322	321	320	319			
	収容定員(L)	320	320	320	320	320			
	収容定員充足率(K/L)	102%	101%	100%	100%	100%			

研究科名	専攻名	項目	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	入学定員に対する平均比率	備考
看護学研究科	(博士前期課程) 看護学専攻	志願者数	13	7	16	10	8	72%	
		合格者数	11	7	12	7	6		
		入学者数(A)	11	7	12	7	6		
		入学定員(B)	12	12	12	12	12		
		入学定員充足率(A/B)	92%	58%	100%	58%	50%		
		在籍学生数(C)	30	26	32	30	25		
		収容定員(D)	36	36	36	36	36		
	収容定員充足率(C/D)	83%	72%	89%	83%	69%			
	(博士後期課程) 看護学専攻	志願者数	4	3	3	4	3	100%	
		合格者数	2	2	2	2	2		
		入学者数(E)	2	2	2	2	2		
		入学定員(F)	2	2	2	2	2		
		入学定員充足率(E/F)	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(G)	7	8	9	8	7		
収容定員(H)		6	6	6	6	6			
収容定員充足率(G/H)	117%	133%	150%	133%	117%				
看護学研究科合計	志願者数	17	10	19	14	11	76%		
	合格者数	13	9	14	9	8			
	入学者数(I)	13	9	14	9	8			
	入学定員(J)	14	14	14	14	14			
	入学定員充足率(I/J)	93%	64%	100%	64%	57%			
	在籍学生数(K)	37	34	41	38	32			
	収容定員(L)	42	42	42	42	42			
	収容定員充足率(K/L)	88%	81%	98%	90%	76%			

<編入学>

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考
○○学部	○○学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
	××学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
○○学部合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>)の表ではない方の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。